

中堅・中小企業の皆さんへ



地方から世界への飛躍

中堅・中小企業のチャレンジを
応援します。



目次

地域経済の担い手である中堅・中小企業の皆さんが、国内外で積極的にチャレンジすることを応援します。

※ このパンフレットでは、従業員数1,000人程度まで、または資本金10億円程度までの企業を「中堅・中小企業」と位置づけ、こういった企業がご活用頂ける政府の支援策を紹介しています。ご利用に当たって企業が満たすべき条件は、施策ごとに異なります。詳しくは、問い合わせ窓口にご相談下さい。

<u>1. 活躍の舞台を世界に</u>	・・ 2
<u>2. 製品の開発・生産・販売力アップ</u>	・・ 11
<u>3. 人材の育成等</u>	・・ 17
<u>4. 農林水産・食品分野の取り組み</u>	・・ 32
<u>5. 事業承継</u>	・・ 42
<u>6. 横断的な取り組み</u>	・・ 45

1. 活躍の舞台を世界に

海外の見本市・展示会への出展に際し、ブース確保・通関・輸送・広報・集客面等でサポートが受けられます。

○海外の見本市や展示会において、(独)日本貿易振興機構(JETRO)が「ジャパンパビリオン」を設置し、中堅・中小企業の参加のために、出展ブースの確保、展示企画・運営、出品物の通関規制に関する情報提供、広報などを実施します。

※ これら以外に、世界中の見本市情報を検索できるサービス(J-messe)「検索:j-messe」もあります。

○平成29年度は、約80件の海外見本市・展示会に、ジャパンパビリオンを設置予定。

ジャパンパビリオンを利用すると…

自社単独ではブース確保が難しい人気の見本市・展示会への出展手続きをジェトロが代行します。

※展示会主催者との複雑な交渉や手続きが一切ありません

ブースのデザイン・施工、出品物の通関・輸送、現地での広報など各種サービスをパッケージで提供するため、単独出展に比べ、コストと手続きの負担を抑えることができます。



ジャパンパビリオンの一例
総合機械展示会 CIMIF2015
平成27年8月21日～24日

日本企業が固まって出展するため、広報効果・集客効果が期待できます。

見本市・展示会の会場にジェトロ職員が常駐し相談ができます。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構

1. ジェトロのHP([ジェトロが出展支援を予定している展示会 検索](#))で、ジェトロが出展を予定している見本市・展示会一覧をご確認ください。
2. 各見本市・展示会の担当部署をご確認のうえご連絡ください。

「和食」に関連する文化・製品も一体となって輸出していきます。

○特に食品関連分野では、見本市などにおいて、「和食」の文化と食産業を一体的にアピールし、中堅・中小企業の皆さんが食品や調理器具、食卓関連用具を海外に展開する際の訴求力を増していきます。

日本の食文化と食産業の一体的な海外展開



日本の出展者を激励する山本農林水産大臣



香港FOOD EXPO 2016
(平成28年8月)

多くの現地バイヤーで賑わう会場



Food&HotelAsia 2016
(平成28年4月)

国連総会開催期間中、各国VIPを招き、安倍総理によるトップセールスを実施



ニューヨークでの和食レセプション
(平成28年9月)

日本食に込められた伝統の知恵と技が凝縮されたショーケース



ミラノ国際博覧会
(平成27年5月～10月)

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 輸出促進課 03-3502-3408

独立行政法人 日本貿易振興機構
農林水産・食品部 農林水産・食品課 03-3582-4966

地域からの海外展開を目指すモデルプロジェクトを支援します。

○全国のJETRO国内拠点を核に、地元自治体等と連携した地域の中堅・中小企業の海外展開等のモデルとなるプロジェクトを支援します。

※平成29年には「地域貢献プロジェクト」として、全国から以下の21案件を採択。

地域貢献プロジェクト(21件)

地域	案件名
北海道	根室・釧路の輸出拡大と海外経済交流拡大
北海道	北海道羊蹄地域の輸出拡大、海外経済交流
仙台	復興から発展へ、東北地域連携輸出支援
福島	福島県「会津みしらず柿」の輸出拡大を目指す地域の活性化支援
横浜	IoTを活用した神奈川県広域ーベトナム異業種交流プロジェクト
名古屋	中部モノづくり海外販路開拓支援プロジェクト
三重	三重県と米国(主にワシントン州及びテキサス州サンアントニオ市)との航空宇宙産業における交流事業
新潟	燕三条市ものづくり企業海外販路開拓プロジェクト
福井	SABAEブランドによる高級眼鏡市場開拓
浜松	産官学が支える国際的な光・電子産業クラスター計画
富山	イタリア料理を通じた富山食材のグローバル化事業
大阪	南紀(和歌山県南部)グローバル資源プロモーションプロジェクト
京都	米国マサチューセッツ州・ボストン市とのライフサイエンス産業における交流事業
京都	伏見SAKEツーリズムプロジェクト
神戸	食の宝庫「HYOGO」グローバル展開・発信事業
神戸	神戸市とルワンダとのIoT分野における交流事業
広島	Japan Hidden Gemsー地方連携の枠組みを活用したイノベーションの創出
山口	山口県食材の海外高級中華料理展開
福岡	地域資源を活用した九州の酒類(焼酎・日本酒等)の海外プロモーション
北九州	北九州市とドイツBW州とのIoT連携プロジェクト
熊本	熊本の農畜産物ブランド確立・海外販路拡大プロジェクト

お問い合わせ先

最寄りのJETROの国内事務所へお問い合わせ下さい。

JETRO 国内事務所

検索

【地域貢献プロジェクトの活動例】

【活動例①】根室水産品輸出の取り組みを多角化～新商品の商談始まる

- ジェトロはベトナム向けサンマの輸出に取り組む根室市を継続的に支援、本プロジェクトでは輸出先、製品の多角化を後押し。
- 2015年9月に行われたバイヤー招聘商談会ではベトナムのほか、シンガポール、タイ、中東向けに販路を持つバイヤーを招聘、サンマに加えて他の水産加工品等の継続的な受注に繋がった。



アジアからバイヤーを招聘

【活動例②】イタリア・ピエモンテ州のイタリア料理研修機関の北陸支部を富山に誘致

- 白えび、エゴマといった富山食材を使ったイタリア料理レシピ開発、現地における品評会やミラノ万博での試食会の実施といったプロモーションを地元の料理関係機関と共に実施。
- 2015年11月にイタリア側の協力機関である料理研修機関ICIF(ピエモンテ州)が北陸支部を開設。
- イタリアとの料理関連人材交流やプロモーションを通じ、富山食材の輸出やイタリア企業とのレストラン事業といった多様なビジネス創出を目指している。



伊料理研修機関の北陸支部開設

【活動例③】TSUBAMESANJOブランドの魅力をアジアに発信

- 「工場の祭典」など、オープンファクトリーを先駆的に取り組んでいる燕三条地域の金属加工製品等、燕三条ブランドの魅力を発信するため、平成27年度、マレーシア及びシンガポールから、カリスマ美容師、カリスマシェフ、メディアなど11名を招聘。
- 企業見学やパネルディスカッション、商談を実施し、当地の金属洋食器等の魅力を発信。美容師用高級ハサミや高級包丁の受注成約があり、現在もアジア現地市場に向けた共同製品開発が継続中。



輸出希望企業との商談の様子

ODAを活用して、中小企業の海外展開を支援します

- ODA(政府開発援助)を活用して中小企業等の海外展開を支援します。中小企業等の優れた製品や技術等を活用して、開発途上国の社会課題の解決や経済発展と、日本経済の活性化や地域活性化の両立を目指します。

対象分野

- 途上国の社会・経済開発に効果のある分野
- ・ 運輸交通
 - ・ エネルギー
 - ・ 保健医療
 - ・ 環境
 - ・ 農業
 - ・ 防災
 - ・ 情報通信
 - ・ 教育
 - ・ 福祉
- 等

対象国

- JICA在外事務所等がある国

海外のJICA拠点 [検索](#)

公募は年2回

基礎調査

- 途上国の開発途上国の課題解決に資する基礎情報収集・事業計画策定
- 上限850万円
- 数ヶ月～1年程度

案件化調査

- 企業の製品・技術等を途上国の開発課題に活用する可能性を検討
- 上限3000万円
(輸送を伴う場合5000万円)
- 数ヶ月～1年程度
- 途上国等の政府機関等と連携して実施

普及・実証事業

- 製品・技術等に関する途上国の開発課題への現地適合性と普及方法を検討
- 上限1億円
(大規模/高度な製品等を実証する場合1.5億円)
- 1～3年程度
- 途上国等の政府機関等と連携して実施

お問い合わせ先

外務省 国際協力局 開発協力総括課
独立行政法人 国際協力機構(JICA)
最寄りの国内事業所

03-5501-8373

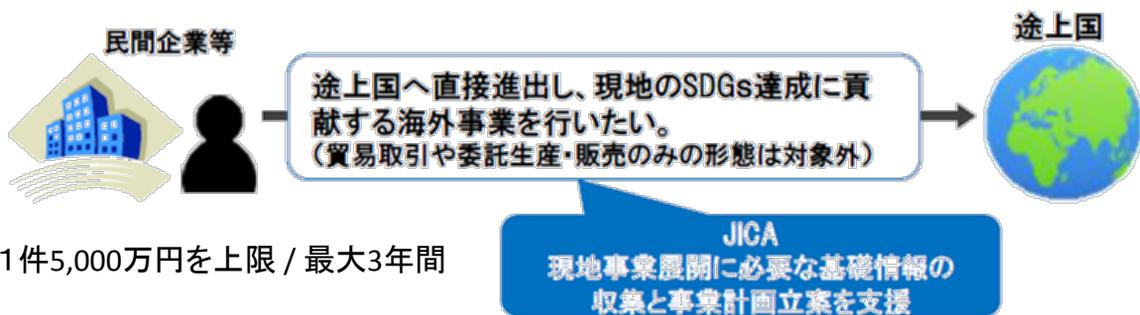
国内のJICA拠点 [検索](#)

(基礎調査/案件化調査) 国内事業部中小企業支援調査課 03-5226-9283
(普及・実証事業) 国内事業部中小企業支援事業課 03-5226-6333

ODAを活用して、途上国の課題解決型ビジネスを目指す日本企業の海外展開を支援します

○ 途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査

途上国におけるSDGs(*1)達成に貢献するビジネス(SDGsビジネス)の事業化に向けて、ビジネスモデルの策定や事業計画作成のための現地調査を支援(旅費や現地の活動旅費等)します。



※1件5,000万円を上限 / 最大3年間

(*1) SDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットにおいて採択された17の目標。2030年までに達成することを目標に、国際社会は力を結集して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。本事業ではこれらの項目に関するビジネスの事業化を対象としてます。



お問い合わせ先

外務省 国際協力局 開発協力総括課
独立行政法人 国際協力機構(JICA)

03-5501-8373

最寄りの国内事業所 [SDGsビジネス調査](#) [検索](#)

民間連携事業部連携推進課 03-5226-6960

トップセールスの場にも、お声掛けします。

○内閣総理大臣や閣僚の外国訪問にあたり、経済人などを同行する際には、全国各地の中堅・中小企業にもご参加いただき、地方の海外発信を強化していきます。

安倍総理の海外出張に同行した中堅・中小企業

総理の訪問先	主な中堅・中小企業
H25.5 ロシア、中東(サウジ・UAE・トルコ)	アイテック(東京)、農事組合法人アースフライヤーズ(秋田)、農事組合法人郷園(千葉)
H25.5 ミャンマー	梓設計、JUNKO KOSHINO(東京)
H25.8 中東(バーレーン・ジブチ・クウェート・カタール)	三興(東京)、ジャパントームハウス(石川)、木下真珠(兵庫)、ナガオカ(大阪)、エスペックミック(愛知)
H26.1 アフリカ(オマーン・コートジボワール・モザンビーク・エチオピア)	ヒロキ(神奈川)、andu amet(東京)
H26.4 ドイツ	最上インクス、堀木エリ子&アソシエイツ(以上、京都)、NCネットワーク(東京)、奥谷金網製作所(兵庫)、清川メッキ工業(福井)、hakkai(新潟)、三松(福岡)、安田工業(岡山)、富士電子工業(大阪)
H26.7 大洋州(NZ・オーストラリア・パプア)	喜代村(東京)
H26.7 中南米(メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル)	NCネットワーク(東京)、キャストム(広島)、hakkai(新潟)、井村屋(三重)
H26.9 バングラディッシュ・スリランカ	ユーグレナ、ボンマックス、トマデジ(以上、東京)、かんべ、神戸紅茶、尾道造船(以上、兵庫)、丸久(徳島)、日本ポリグル(大阪)
H27.1 中東(エジプト・ヨルダン・イスラエル・パレスチナ)	ザインエレクトロニクス、サムライインキュベーター(以上、東京)、チョーヤ梅酒、マッスル(以上、大阪)、スパイパー(山形)、三祐コンサルティング(愛知)、(資)加藤吉平商店(福井)、ヤマミズラ(宮城)
H27.10 中央アジア(トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベクスタン、キルギスタン、カザフスタン)	ピー・ジェイ・エル、宏輝システムズ(以上、東京)、三興製鋼(神奈川)、筑水キャニコム(福岡)、旭イノベックス(北海道)
H28.8 ケニア(第4回アフリカ開発会議 TICAD)	(有)石井兄弟社、銀座テラー・グループ、光陽物産、レックスパートナー・コミュニケーションズ(以上、東京)、ヒロキ(神奈川)、和郷(千葉)
H29.1 東南アジア(フィリピン、インドネシア、ベトナム)、豪州	プレック、日本デザインエンジニアリング、NCネットワーク(以上、東京)、遠藤製作所、スパイパー(以上、山形)、オプコ、大野精工(以上、愛知)、イクストエンジニア(福島)、カヤマテクノロジー・コーポレーション(埼玉)、コージン(富山)、伊藤製作所(三重)、マテックス(大阪)

※企業によっては総理訪問国のうち一部のみに同行

・平成27年8月 愛知県の豪ピクトリア州ミッションに企業ミッションが同行。中堅・中小企業では、(株)平松食品(愛知)、(株)まるゑい(三重)、(株)高銚建築(徳島)、(株)南部屋敷(岩手)、(株)三栄本社(山形)、北都交通(株)(北海道)が参加。

海外展開に役立つ投資環境情報の提供や、優遇条件での長期資金の融資等で支援します。

(株)国際協力銀行(JBIC)による中堅・中小企業向け支援の概要

①中堅・中小企業向け優遇措置

優遇条件による長期の融資を提供。

②数百～数千万円の少額融資にも対応

③現地通貨建ての融資

タイ・バーツ、インドネシア・ルピア、中国元、インド・ルピー、メキシコ・ペソ等の現地通貨建ての長期・固定金利等の融資も提供。

④民間協融機関(地銀・信金・メガバンク)との連携・協調

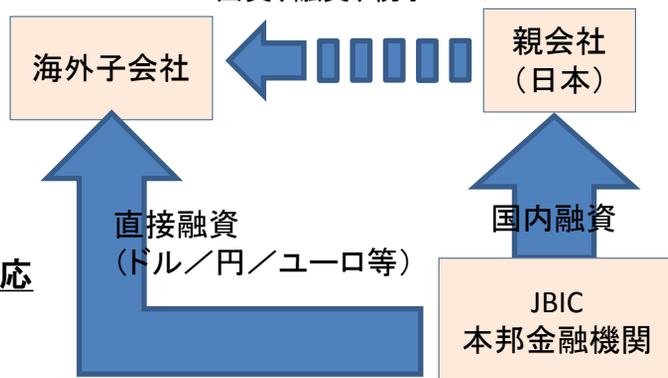
全国各地の中堅・中小企業の海外展開ニーズにきめ細かく対応。

⑤投資有望国の投資環境情報の提供

各国環境情報誌や法務・会計アドバイザー・サービスの提供。

世界16都市の海外駐在員が、現地での円滑な事業運営をサポート。

出資、融資、親子ローン



お気軽にご相談下さい！



お問い合わせ先

株式会社 国際協力銀行

中堅・中小企業担当(東日本) 03-5218-3579

中堅・中小企業担当(西日本) 06-6311-2520

<http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/smes>

海外進出を考える建設企業の皆さんの技術の売り込みやネットワーク構築等を支援します。

○独自の技術を有する中堅・中小建設企業の皆さんを主な対象として、アジア諸国を中心とした海外市場への進出を支援するため、関係機関と連携し、各企業の進出のステージに応じ、各種支援メニューを展開します。

事業構想 段階	市場調査	対象国の建設市場の動向、技術等の個別ニーズや進出リスク等を調査し、我が国建設企業の展開可能性について分析
	アドバイス・ 情報提供	海外建設・不動産市場データベース、海外展開事例集等により、進出方法等についてのアドバイスと海外情報や進出経験事例を収集できる機会を提供
	海外進出 戦略策定	建設企業の経営者層を対象に、海外進出する上での課題・ポイント、支援策等をレクチャーするセミナーを開催（地方都市においても開催）
事業準備 段階	海外への 売り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・対象国にミッションを派遣し、相手国関係者等に対する技術のプレゼン、現地建設企業・日系ゼネコンとのビジネスマッチングを実施 ・海外見本市等への出展支援
	現地活動 展開	<ul style="list-style-type: none"> ・海外建設契約、現場管理等に係る研修による人材育成 ・技能実習生等の活用促進 等



市場調査



個別相談



進出戦略セミナー



ビジネスマッチング



海外見本市



技能実習生活用

お問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 国際課 03-5253-8280

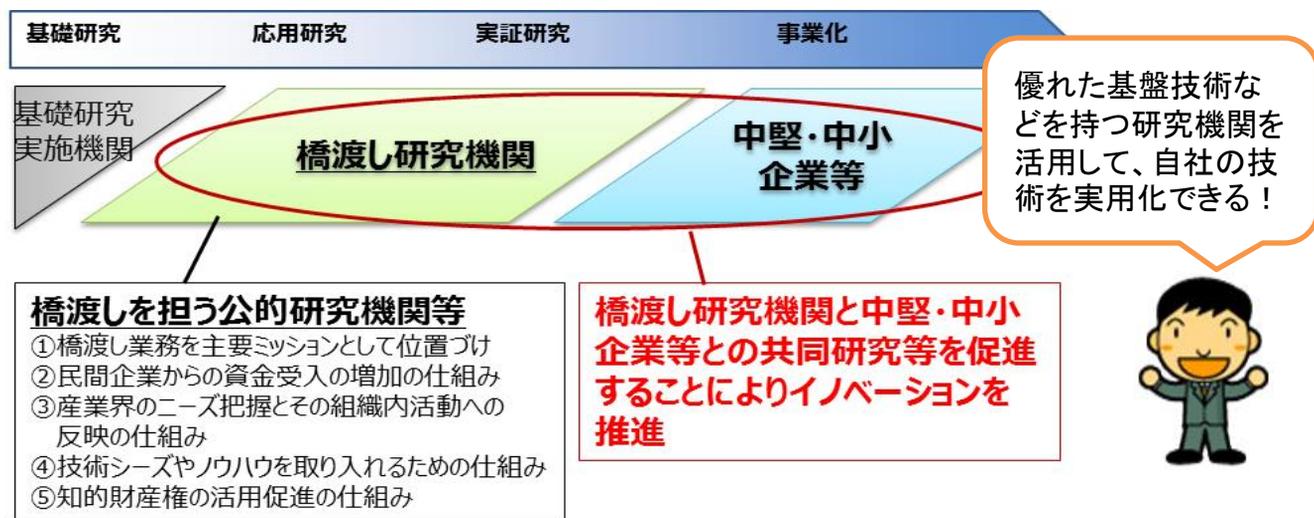
(詳細は [中堅・中小建設企業支援について](#) 国土交通省

[検索](#))

2. 製品の開発・生産・販売力アップ

公的研究機関との共同研究を後押しします。

- 優れた技術シーズを有する中堅・中小企業の皆さんが、「橋渡し」機能を持つ公的研究機関と共同研究等を行う場合に、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を通じて、助成します。



お問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 044-520-5175

公的研究機関が、皆様の研究開発を後押しします。

- 中堅・中小企業の皆さんが、先端技術を活用した製品の開発やプロセスの革新などを行う際に、お手伝いします。
- 具体的には、各地の公設試験研究機関と、産業技術総合研究所のつくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター及び全国10箇所の地域センターとの連携体制を整備し、中堅・中小企業の皆さんの研究開発を支援します。

お問い合わせ先

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
イノベーション推進本部 地域連携推進部
中小企業連携室 029-862-6201

地域未来投資促進法により地域を牽引する地域中核企業の創出と成長を支援します。

○地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を支援します。

（平成29年7月31日より施行予定）

＜地域未来投資促進法の基本スキーム＞

①市町村・都道府県が**基本計画**を策定



②事業者が**地域経済牽引事業計画**を策定

地域経済牽引事業計画

- ・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- ・地域経済牽引事業の経済的効果
- ・活用する地域の特性 × 活用する分野
- ・特例措置に関する事項



③都道府県知事が承認
（官民連携型は国が承認）

計画策定・実行フェーズごとのサポート

【地域の協力体制の構築】
地域経済牽引事業促進協議会

【支援措置】

事業のニーズに合わせて集中的に支援

ヒト（人材）

モノ（設備投資）

カネ（財政・金融）

情報

規制の特例措置等



お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

地域未来投資促進室

03-3501-0645

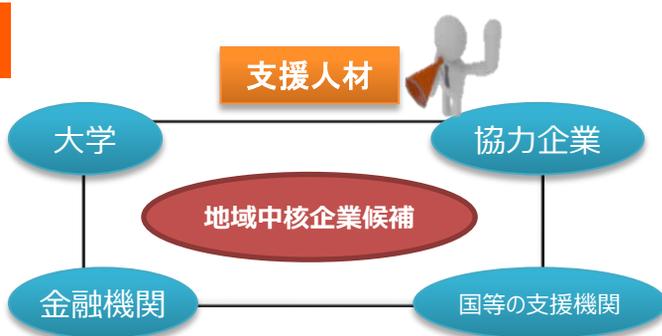
地域を牽引する地域中核企業の創出と成長を支援します。

○優れた技術等を有し地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、グローバルな展開も視野に入れた地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、事業化のための研究開発の取組を支援します。

地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業

支援人材を活用して、地域中核企業候補と全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援します。

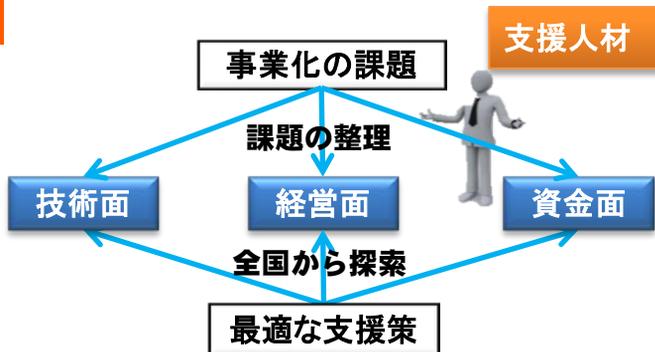
対象経費：支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費等



プロジェクトハンズオン支援事業

支援人材を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、事業化戦略の立案/販路開拓をハンズオンで支援します。

対象経費：支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費等



グローバル・ネットワーク協議会

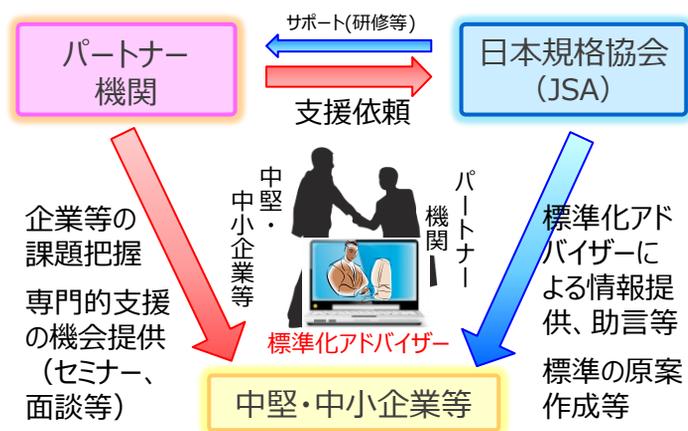
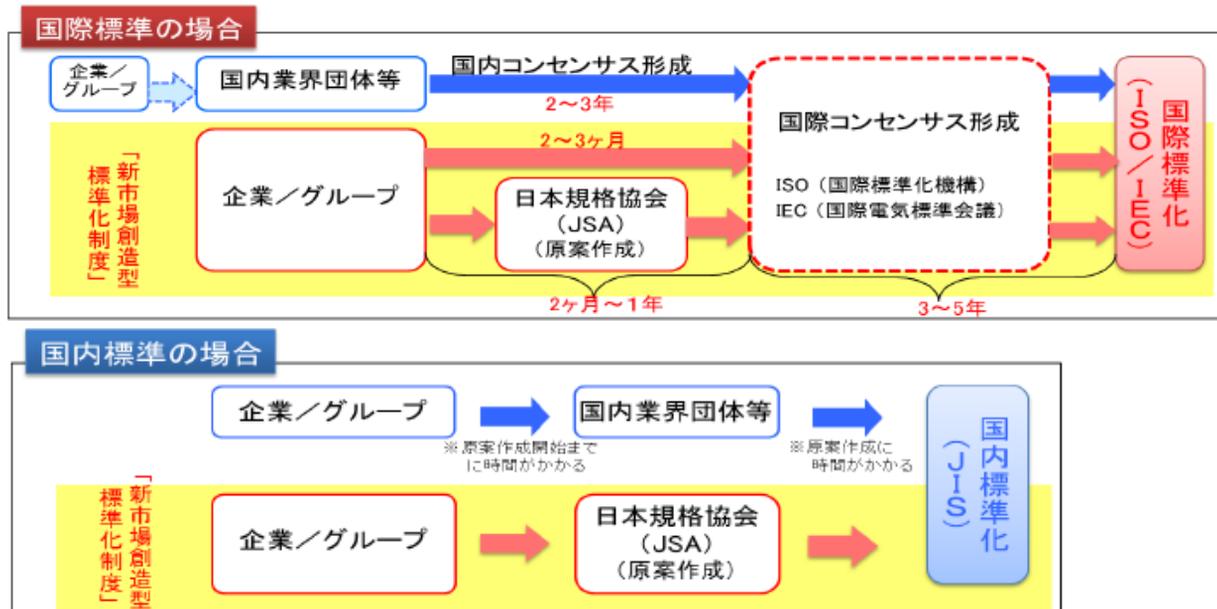
国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援します。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課
03-3501-0645

標準化を通じて、中堅・中小企業の優れた技術・製品の国内外におけるマーケティングを支援します。

- 標準化は、新しい技術や優れた製品を国内外の市場において普及させるための重要なビジネスツールです。
- 新市場創造型標準化制度により、とがった技術があるものの、① 中堅・中小企業等で標準担当者が居らず、標準原案の作成が難しい場合や、② 複数の産業界にまたがり調整が難しい場合に、JSAが原案作成等を代わりに行うことで、これまで埋もれていた技術を迅速にJIS化や国際標準提案につなげます。



※インターネットTV電話等を活用して全国どこでも対応

○標準化活用支援パートナーシップ制度は、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等(パートナー機関)と日本規格協会(JSA)が連携し、標準化を通じて、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の国内外におけるマーケティングを支援します。

○具体的には、新市場創造型標準化制度(※上記参照)の活用を含め、中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用を日本規格協会に配備する「標準化アドバイザー」がどこでもきめ細かく専門的に支援します。

標準化活用支援パートナーシップ制度 パートナー機関一覧 (平成28年12月16日時点)

都道府県	機関名	都道府県	機関名	都道府県	機関名
北海道	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター	東京都	独立行政法人 日本貿易振興機構	京都府	京都信用金庫
青森県	地方独立行政法人 青森県産業技術センター		株式会社 東日本銀行	大阪府	株式会社 池田泉州銀行
岩手県	地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	神奈川県	神奈川県産業技術センター		大阪府 商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 地方独立行政法人 大阪府立産業技術総合研究所
宮城県	宮城県産業技術総合センター		公益財団法人 川崎市産業振興財団		公益財団法人 堺市産業振興センター
秋田県	秋田県産業技術センター	新潟県	株式会社 横浜銀行		東大阪商工会議所
山形県	山形県工業技術センター		株式会社 大光銀行	兵庫県	公益財団法人 新産業創造研究機構
福島県	株式会社 東邦銀行		株式会社 第四銀行	奈良県	株式会社 南都銀行
	福島県ハイテクプラザ	富山県	富山県工業技術センター	和歌山県	和歌山県工業技術センター
茨城県	茨城県工業技術センター	石川県	石川県工業試験場		和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 産業技術政策課
	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	福井県	福井県工業技術センター	鳥取県	地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター
	株式会社 常陽銀行	山梨県	山梨県工業技術センター	島根県	株式会社 山陰合同銀行
	国立研究開発法人 物質・材料研究機構		山梨県富士工業技術センター	岡山県	株式会社 中国銀行
栃木県	栃木県産業技術センター	長野県	長野県工業技術総合センター	広島県	一般社団法人 広島県発明協会
	公益財団法人 栃木県産業振興センター		長野信用金庫		公益財団法人 ひろしま産業振興機構
群馬県	株式会社 群馬銀行	岐阜県	株式会社 大垣共立銀行		国立大学法人 広島大学
	群馬県立群馬産業技術センター		公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター		株式会社 もみじ銀行
	一般財団法人 地域産学官連携ものづくり研究機構		岐阜信用金庫	山口県	地方独立行政法人 山口県産業技術センター
埼玉県	埼玉県産業技術総合センター		株式会社 十六銀行	徳島県	徳島県立工業技術センター
	公益財団法人 埼玉県産業振興公社		高山信用金庫		公益財団法人 とくしま産業振興機構
	公益財団法人 さいたま市産業創造財団	静岡県	東濃信用金庫	香川県	香川県産業技術センター
	株式会社 埼玉りそな銀行		磐田信用金庫	愛媛県	株式会社 伊予銀行
	株式会社 武蔵野銀行		株式会社 静岡銀行		公益財団法人 えひめ産業振興財団
千葉県	千葉県産業支援技術研究所		静岡県工業技術研究所		愛媛県産業技術研究所
	株式会社 千葉興業銀行		公益財団法人 静岡県産業振興財団	高知県	公益財団法人 高知県産業振興センター
東京都	朝日信用金庫		静岡信用金庫	福岡県	大川信用金庫
	経営標準化機構株式会社		国立大学法人 静岡大学		福岡県工業技術センター
	一般社団法人 研究産業・産業技術振興協会		公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構		公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団
	一般社団法人 首都圏産業活性化協会	愛知県	静清信用金庫	佐賀県	佐賀県工業技術センター
	公立大学法人 首都大学東京 産業技術大学院大学		いちい信用金庫		公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター
	株式会社 商工組合中央金庫		岡崎信用金庫	長崎県	長崎県工業技術センター
	城南信用金庫		瀬戸信用金庫	熊本県	公益財団法人 くまもと産業支援財団
	西武信用金庫		知多信用金庫	大分県	大分県産業科学技術センター
	一般財団法人 電気安全環境研究所		中日信用金庫	宮崎県	宮崎県機械技術センター
	国立大学法人 東京海洋大学		豊橋信用金庫		宮崎県工業技術センター
	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター		半田信用金庫	鹿児島県	鹿児島県工業技術センター
	東京東信用金庫	三重県	尾西信用金庫	沖縄県	沖縄県工業技術センター
	一般財団法人 日本品質保証機構		株式会社 百五銀行		
	日本弁理士会	滋賀県	一般社団法人 滋賀県発明協会		
			公立大学法人 滋賀県立大学		

お問い合わせ先

一般財団法人日本規格協会(JSA) 総合標準化相談室 TEL:03-4231-8540

新市場創造型標準化業務

検索

標準化活用支援パートナーシップ制度について

検索

中小製造業の現場改善、ロボット導入、IoT活用を支援します。

○中小製造業が、ものづくり現場の改善やロボット・IoTの導入の専門家に相談できる「スマートものづくり応援隊」の拠点を整備し、人材育成、相談受付、専門家派遣を行います。

簡易センサー等を用いた
品質・稼働管理の実現

リードタイムの短縮
・仕掛在庫の極小化
・作業の合理化 等

ロボット導入による
生産性向上

スマートものづくり応援隊

事例：現場改善×ロボットによる生産性向上の例

北九州産業学術推進機構 (FAIS)



○「生産技術」と「ロボット技術」に通じたコーディネータ2名が連携して中小企業の生産性向上（カイゼン活動＋ロボ導入）

○FAISでは、備えられたロボットを実際に動かして生産の効率化を実験できる。ロボット・IoTは「手の届かない高度なツール」との苦手意識を変えるとともに、中小企業の身の丈に合った活用を推進。

▶ 平成29年度 事業実施団体等一覧

- ・山形大学
- ・足利商工会議所
- ・(公財) 群馬県産業支援機構
- ・(公財) さいたま市産業創造財団
- ・(一社) 日本電子回路工業会
- ・(公財) 横浜企業経営支援財団
- ・(特非) 長岡産業活性化協会 N A Z E
- ・(公財) ふくい産業支援センター
- ・(特非) 諏訪圏ものづくり推進機構
- ・(公財) ソフトピアジャパン

- ・(公財) 静岡県産業振興財団
- ・愛知県幸田町
- ・(公財) 三重県産業支援センター
- ・(公財) 滋賀県産業支援プラザ
- ・大阪商工会議所
- ・大阪府産業支援型NPO協議会
- ・(公財) わかやま産業振興財団
- ・(公財) ひろしま産業振興機構
- ・(公財) 北九州産業学術推進機構
- ・佐賀商工会議所
- ・(公財) 大分県産業創造機構

お問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 総務課 03-3501-1689

3. 人材の育成等

教育機関で、有望なグローバル人材を育てます。

- 「スーパーグローバル大学創成支援」事業によりインセンティブを与え(すでに37の大学(※)で行われています)、国際化を徹底して進める大学や大学院を重点的に支援します。
- その際、英語による講義の拡充や英語教育の強化を促します。また、採択校における取り組みを把握し、採択校以外にも広く周知していきます。

※【スーパーグローバル創成支援 採択校一覧】

タイプA(トップ型): 北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、広島大学、九州大学、慶應義塾大学、早稲田大学、
タイプB(グローバル化牽引型): 千葉大学、東京外国語大学、東京芸術大学、長岡技術科学大学、金沢大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、奈良先端科学術大学院大学、岡山大学、熊本大学、国際教養大学、会津大学、国際基督教大学、芝浦工業大学、上智大学、東洋大学、法政大学、明治大学、立教大学、創価大学、国際大学、立命館大学、関西学院大学、立命館アジア太平洋大学

お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 03-6734-2060

地域を活性化するリーダー候補を育成します。

- 官民協働でグローバル人材を育成する「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」では、地域が主体となって行うグローバル人材育成に向けた仕組みの構築も支援しています。
- 地域の活性化に資するテーマ(各地域の企業、地方公共団体、教育機関等が連携して独自に設定)に即した学生の海外留学及び地元企業でのインターンシップを組み合わせたプログラムを支援します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～「地域人材コース」



下記の地域では既に取組が始まっています。

平成27年度採択地域事業: 福島県いわき市、栃木県、石川県、三重県、奈良県奈良市、岡山県、徳島県、香川県、大分県、熊本県、沖縄県

平成28年度採択地域事業: 新潟県長岡市、島根県、佐賀県、宮崎県

平成29年度採択地域事業: 北海道、岩手県、福井県、長崎県、静岡県

お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 03-6734-3360

トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム

検索

世界で活躍できる若者を育てます。



○企業、大学、国際機関等と高等学校等が連携し、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育てる「スーパーグローバルハイスクール」事業を進めます。

お問い合わせ先

文部科学省 初等中等教育局 国際教育課 03-6734-3300

大学等での学び直しで、社会人のスキルアップを後押しします。

社会人の
スキルアップを
応援します

文部科学省では大学・大学院・
短期大学・高等専門学校における
学び直しを推進しています



Brush up Program(BP)

for professional

～職業実践力育成プログラム～

○社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人や企業等のニーズに応じた大学等の実践的・専門的なプログラム(ブラッシュアッププログラム:BP)を文部科学大臣が認定・奨励する仕組みを創設しました。

○平成29年4月現在で180課程を認定しています。

○また、こうしたプログラムに参加する場合には、厚生労働省の教育訓練給付制度などが活用できます。

お問い合わせ先

職業実践力育成プログラム

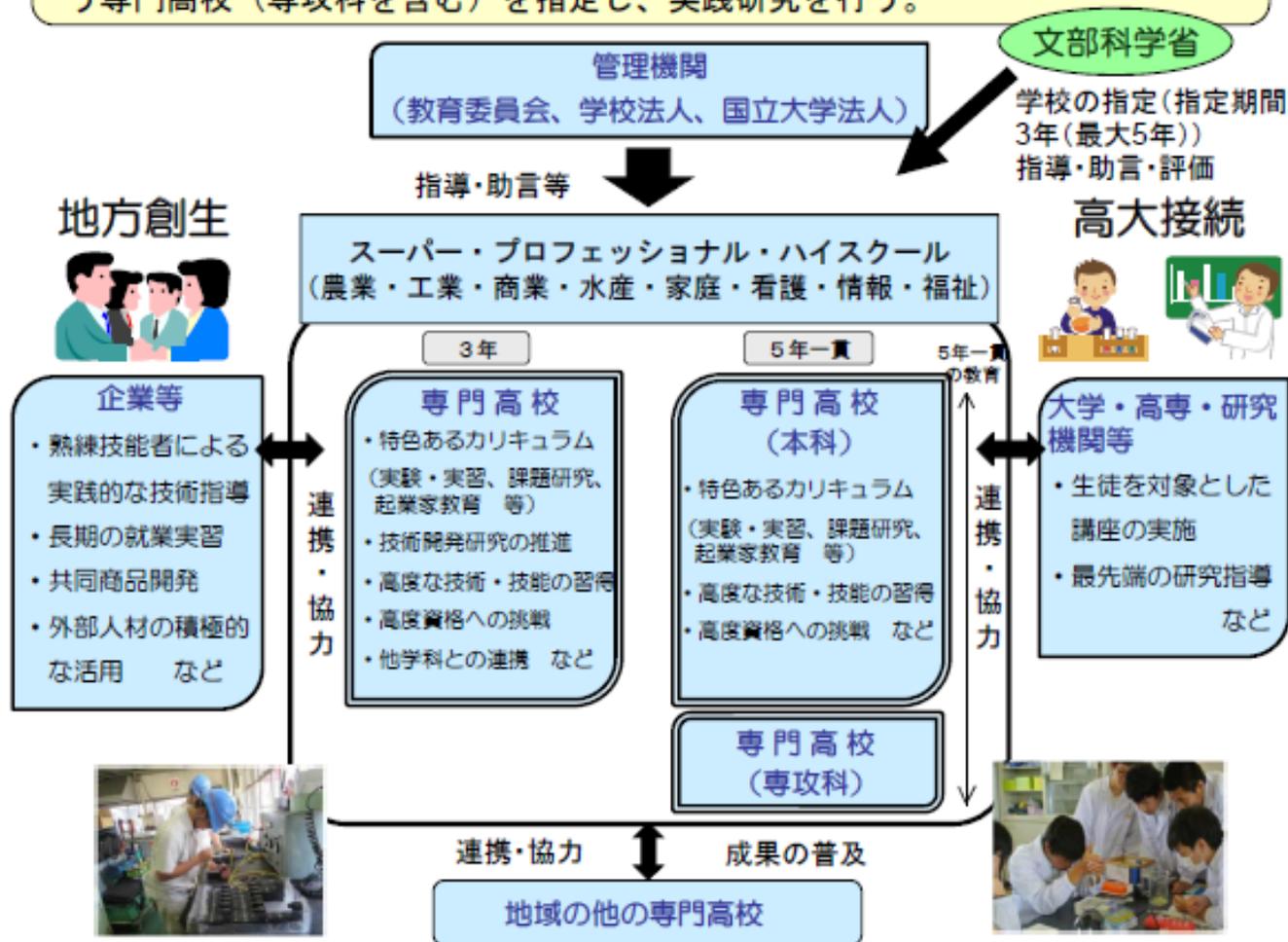
検索

文部科学省	高等教育局	専門教育課	03-6734-3345
厚生労働省	職業安定局	総務課	03-3502-6768
経済産業省	製造産業局	参事官室	03-3501-1689

社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成します

- 工業高校・商業高校など専門高校の中から「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」を指定し、先進的かつ実践的な教育課程を開発します。
(文部科学省委託事業 対象:都道府県教育委員会等。)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）を指定し、実践研究を行う。



- ・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
- ・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 指定校一覧

平成26年度指定校(4年目)

平成27年度指定校(3年目)

平成28年度指定校(2年目)

平成29年度指定校(新規)

埼玉県	公立	埼玉県立常盤高等学校	看護
福岡県	公立	福岡県立福岡農業高等学校	農業
山形県	公立	山形県立加茂水産高等学校	水産
栃木県	公立	栃木県立宇都宮工業高等学校	工業
千葉県	公立	千葉県立千葉工業高等学校	工業
福井県	公立	福井県立若狭高等学校	農業
岐阜県	公立	岐阜県立大垣桜高等学校	家庭
愛知県	公立	名古屋市長古屋商業高等学校	商業
大阪府	公立	大阪府立淀商業高等学校	福祉
広島県	公立	広島県立庄原実業高等学校	農業
徳島県	公立	徳島県立徳島商業高等学校	商業
大分県	私立	昭和学園高等学校	看護

秋田県	公立	秋田県立大曲農業高等学校	農業
群馬県	公立	群馬県立勢多農林高等学校	農業
長野県	公立	長野県諏訪実業高等学校	商業・家庭
岐阜県	公立	岐阜県立岐阜工業高等学校	工業
愛知県	公立	愛知県立三谷水産高等学校	水産
京都府	公立	京都府立京都すばる高等学校	情報
兵庫県	公立	兵庫県立神戸商業高等学校	商業
愛媛県	公立	愛媛県立今治工業高等学校	工業
福岡県	公立	福岡県立香椎高等学校	家庭
熊本県	公立	熊本県立南陵高等学校	農業

北海道	公立	北海道札幌啓北商業高等学校	商業
福島県	公立	福島県立小高産業技術高等学校	工業・商業
東京都	公立	東京都立新宿山吹高等学校	情報
新潟県	公立	新潟県立加茂農林高等学校	農業
新潟県	公立	新潟県立新潟工業高等学校	工業
山梨県	公立	山梨県立甲府工業高等学校	工業
三重県	公立	三重県立相可高等学校	家庭
滋賀県	公立	滋賀県立八幡商業高等学校	商業
愛媛県	公立	愛媛県立宇和島水産高等学校	水産
宮崎県	公立	宮崎県立高鍋農業高等学校	農業

【スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの取組例】

愛媛県立今治工業高等学校

船づくりをモデルケースとした地学地就による次世代スペシャリスト育成プロジェクト

研究内容

<地域等と一体となって生徒を育成するプログラムの確立>

○地域の造船会社等との連携

→確かな知識・実践的な技能とともに規範意識・倫理観を身に付ける取組
地元造船会社等の熟練技能者等を招へいして行う技能実習やディスカッションなど、「匠の技」や「職人魂」に直接触れる授業等を実施。

○国の機関、大学等との連携

→専門分野の高度な技術を身に付ける取組
 地元造船会社をはじめ、愛媛大学や広島大学、国立研究開発法人海上技術安全研究所の協力を得て、世界最高水準にある日本の造船技術に、高校生が直接触れる実験・課題演習などを実施。



地元造船会社の熟練技能者等による実技指導



お問い合わせ先

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 産業教育振興室

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

検索

03-6734-2904

学生インターンを、地方の中堅・中小企業にマッチングします。

○政府からの支援を受けて、全国11の地域に整備された「地域インターンシップ推進組織」(地域の大学、企業、経済団体、自治体等の産官学で連携した組織)において、インターンシップ経験を通して、各地域の中堅・中小企業で働くことの魅力を学生が見出すのを後押しすることや、企業と学生のマッチング、受入れ企業の拡大などに取り組みます。

【取り組み例】



お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局 専門教育課 03-6734-3345

地域インターンシップ推進組織一覧

検索

大学側も、本格的にインターンシップに取り組みます。

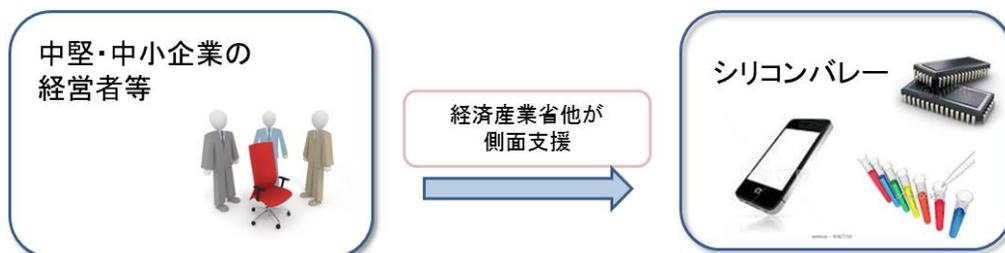
- 入学直後にインターンシップを含む学外活動を行い、その成果を単位として認定するなどの長期学外学修プログラムの実施を支援します。
- 平成29年度は、平成27年度に採択した12件のプログラムを引き続き支援し、大学と地域の企業や自治体等が連携して実施する長期インターンシップ等をはじめとした「学外学修プログラム」を推進します。

お問い合わせ先

文部科学省 高等教育局 大学振興課 03-6734-3335

ベンチャーの先端地であるシリコンバレー等の資源を生かすため、世界のイノベーション拠点への派遣プログラムを実施します。

- グローバルの視点を磨く共に、世界展開の知見とネットワークを獲得する機会を提供するため、高い技術力を持つ中小・中堅・ベンチャー企業の経営者等をシリコンバレー等に派遣します。
- また、ベンチャーに挑戦する人材、既存企業で新事業に挑戦する人材等をシリコンバレー等に派遣し、現地の投資家や起業家との交流を通じて、次世代イノベーションのキーパーソンとして育成します。
- 平成27年度は、起業家や既存企業の新事業担当者等を20名派遣し、起業に必要なスキルや人脈等を構築しました。



お問い合わせ先

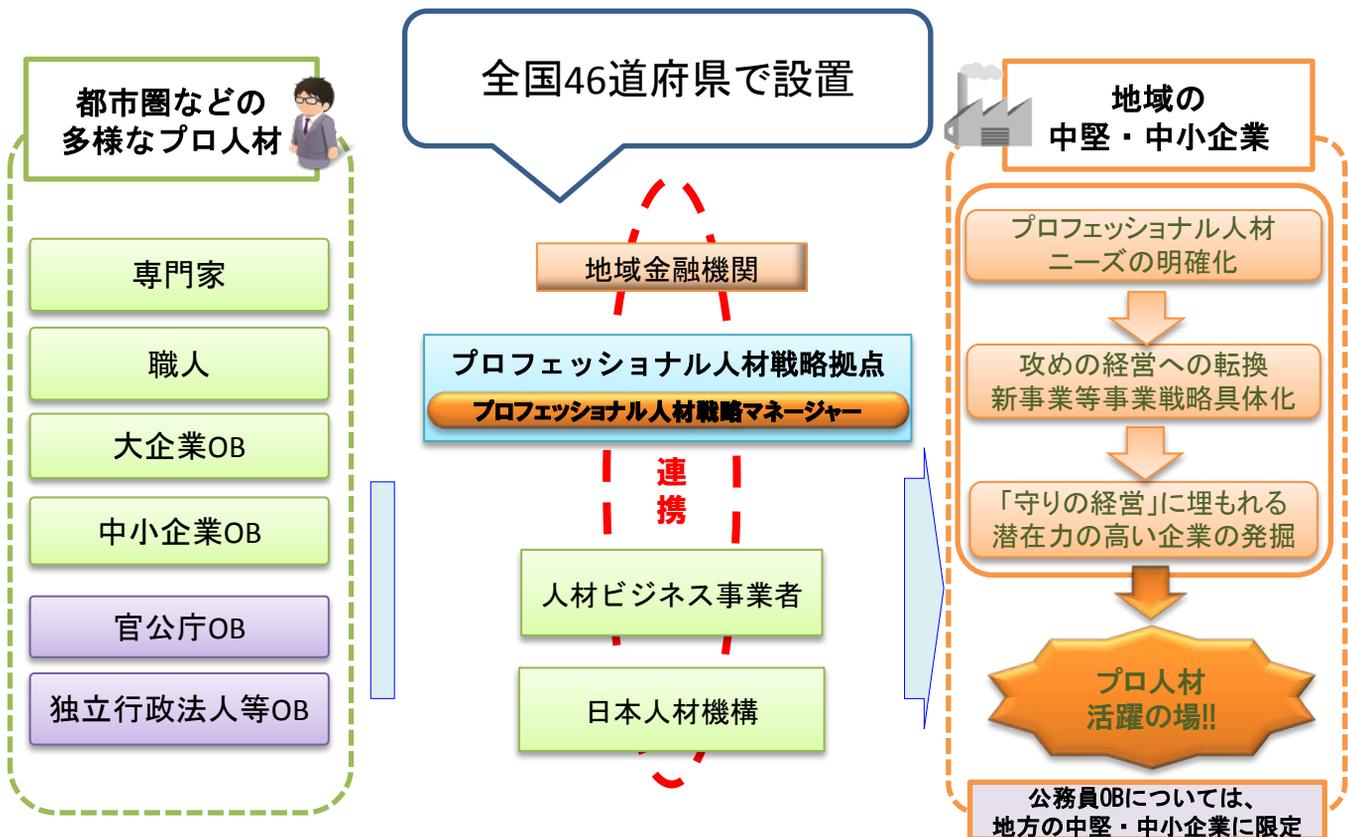
経済産業省 経済産業政策局 新規産業室 03-3501-1569

始動Next Innovator 飛躍Next enterprise

検索

中堅・中小企業にプロフェッショナル人材の採用を支援します。

- 地域の中堅・中小企業が、事業の拡大や革新等のため、「プロフェッショナル人材」(都市圏の大企業、官公庁等で有益な勤務経験を有する人材)を円滑に採用できるよう、新しい「人の流れ」を作ります。
- 具体的には、東京都を除く全道府県に設置された「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、人材ビジネス事業者や日本人材機構などと連携し、プロフェッショナル人材と地域の中堅・中小企業とのマッチングを支援します。



お問い合わせ先

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

03-6257-1412

プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト

検索

企業の雇用管理改善や人材育成を支援します。

○職場定着支援助成金

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成することにより、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を支援しています。

○人材開発支援助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成すること等により、企業内の人材育成を支援しています。

活用例①



事業を拡げて従業員を増やしたけどすぐに辞めてしまう。体系的に雇用管理制度を整備して職場環境の改善に取り組んでみようかな...

【企業A】 サービス業
資本金：8千万円
常時雇用労働者数：200名

活用例②



新入社員を今後会社の将来を担う中核人材に育てたい。そのため専門的な知識・技能を習得させたいが、訓練費用を出すのが難しい。

【企業B】 卸売業
資本金：2億円
常時雇用労働者数：300名

職場定着支援助成金の活用

(雇用管理制度助成コース)

- 評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)の中から導入した制度の数に応じて、**最大50万円**を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、**57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)**を追加支給。

人材開発支援助成金の活用

(特定訓練コース 認定実習併用職業訓練)

- 新入社員に対して、厚生労働大臣の認定を受けたOJTとOff-JTを組み合わせた訓練を実施した場合、1人当たりの訓練経費について **実費相当額の30%(最大30万円) + 賃金助成1時間当たり380円(最大1,200時間分) + OJT実施助成1時間当たり380円(最大680時間分)** を助成。

お問い合わせ先

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

事業主の方のための雇用関係助成金

検索

厚生労働省 職業安定局 雇用開発部雇用開発企画課

03-3502-1718

職業能力開発局 企業内人材育成支援室

03-3502-6956

生産性向上を後押しする雇用関係の助成金を新設・拡充しました。

○人事評価改善等助成金の新設

生産性の向上に資する人事評価・賃金制度を設けることを通じて生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行います。(平成29年度～)。

I 制度整備助成 (50万円)

以下の①及び②を整備及び実施した事業主に**50万円**を支給。

- ①生産性向上に資する人事評価システム
- ②①に基づく賃金引上げを含む賃金制度

1年後

II 目標達成助成 (80万円)

制度整備助成の支給を受けた事業主が、1年後に以下の①、②及び③の目標を達成した場合に**80万円**を支給。

- ①生産性向上
- ②賃金引上げ
- ③離職率の低下

○労働移動支援助成金

成長企業による転職者の受入を促進するための助成を平成29年度から新設・拡充しました。

(1) 中途採用拡大コースの新設

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用を拡大し、生産性を向上させた場合に助成を行います。

中途採用拡大計画の策定

- ①中途採用者の雇用管理制度の整備
- ②中途採用の拡大
 - A 中途採用率の向上
 - B 45歳以上を初めて中途採用

計画の実施

計画期間内に計画を実現し、生産性向上させた場合に支給

【支給額】
A: 50万円、B: 60万円

(2) 早期雇入れコース・人材育成支援コースの拡充

「再就職援助計画」対象者を早期雇入れ又は雇入れ後訓練を行った場合の助成について、採用1年後に賃金をアップした場合に、助成額を増額します。

(3) 移籍人材育成支援コースの拡充

労働者を移籍で受け入れて訓練を行った場合の助成について、採用1年後に賃金をアップした場合に、助成額を増額します。

要件	支給額		
	通常	成熟企業から成長企業への労働移動の場合	左記のうち採用1年後に賃金アップした場合
再就職援助計画対象者を離職後3か月以内に採用(早期雇入れコース)	30万円	80万円	100万円
再就職援助計画対象者を採用後に訓練を実施(人材育成支援コース)	OJT: 800円 Off-JT: 900円 経費助成(上限30万円)	OJT: 900円 Off-JT: 1,000円 経費助成(上限40万円)	OJT: 1,000円 Off-JT: 1,100円 経費助成(上限50万円)
移籍により労働者を受入れ、訓練を実施(移籍人材育成支援コース)			

非正社員の正社員化や人材育成、処遇改善を支援します。

○キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		助成額 ※（ ）は中小企業以外の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	①有期→正規 1人当たり 57万円～72万円（42.75万円～54万円） ②有期→無期 1人当たり ③無期→正規 1人当たり 28.5万円～36万円（21.375万～27万円）
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練	①OFF-JT 賃金助成：1h当たり760円～960円（475円～600円） 経費助成：実費助成（限度額有） ②OJT 実施助成：1h当たり760円～960円（665円～840円）
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	1事業所当たりの対象労働者数に応じて 4.75万円～360万円（3.325万円～240万円）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円～48万円（28.5万円～36万円）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円～72万円（42.75万円～54万円）
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円～48万円（28.5万円～36万円）
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 1.9万円～12万円（1.425万円～9万円）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した場合	①5時間以上延長した場合 1人当たり 19万円～24万円（14万2,500円～18万円） ②1時間以上5時間未満延長し、労働者の手取り収入が減少しない取組をした場合 1人当たり 3.8万円～19.2万円（2.85万円～14.4万円）

お問い合わせ先

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧

検索

職業安定局 派遣・有期労働対策部企画課 03-3595-3352

職業能力開発局 企業内人材育成支援室 03-3502-6956

企業内の最低賃金引上げに向けた生産性の向上を支援します

- ① 企業内の最低賃金を引き上げ、かつ、②生産性向上、労働能率の増進のための設備投資や人材育成等を行った場合、その設備投資等の費用の一部を助成します(業務改善助成金)。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

【助成コースや助成額など】

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4(※)) (※)生産性要件を満たした場合には 3/4(4/5)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上			

※助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

骨太方針2017 第2章3.(1)「最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。」

お問い合わせ・申請先

支給手続のご相談は最寄りの労働局または最低賃金総合相談支援センターへお問い合わせください。申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)
- ・最低賃金総合相談支援センター一覧

・厚生労働省 労働基準局 賃金課 03-3502-6758

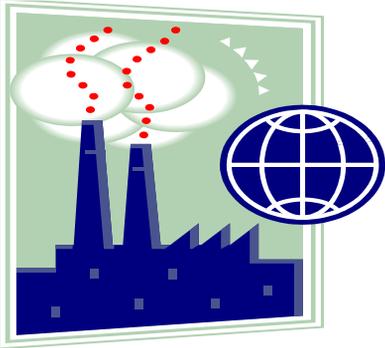
製造業における海外工場から国内生産拠点への外国人の転勤を支援します。

○海外子会社等(工場)の現地従業員(外国人従業員)について、国内生産拠点(マザー工場)への転勤を認め、当該従業員に幅広い知識やノウハウを有する特定の専門技術を移転することを可能とします。

○海外展開における新規工場の創設、ラインの増設・改良等を実施する場合、当該設備の完成前に、現地従業員が同様の設備等を有する国内生産拠点で必要となる技術や管理ノウハウを学ぶことにより、その立ち上げがスムーズにいくことが想定されます。このようなケースにおいて、本事業の活用により、現地従業員を受け入れることが可能となります。
(※条件の詳細はホームページをご覧ください。)

海外

外国にある事業所(※)
〔特定外国従業員受入企業の外国にある事業所〕



- 新製品の製造や新技術の導入等のため、国内生産拠点で確立された生産技術等を普及する海外生産拠点。
- 国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは対象外。
- 特定外国従業員の帰国後1年以内の解雇禁止(特段の事情がある場合を除く)。

外国にある事業所の職員
〔特定外国従業員〕



在留資格
「特定活動」

短期間転勤

帰国(転勤)

- 在留資格「特定活動」により、国内生産拠点での生産活動に従事することで、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を修得。
- 外国にある事業所での勤務年数1年以上。
- 本邦への転勤期間は最大1年。
- 家族帯同は不可。

日本

本邦にある事業所(※)
〔特定外国従業員受入企業の本邦にある事業所〕



- 人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点(マザー工場)。
- 製造特定活動計画に沿って、幅広い知識やノウハウを有する特定の専門技術を特定外国従業員に移転。
- 労働関係法令・社会保険関係法令の遵守等のほか、同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬を支払うことが条件。

※「外国にある事業所」と「本邦にある事業所」の関係によって、制度の対象とならないケースがある。

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室 TEL03-3501-2259

製造業外国従業員受入事業

検索

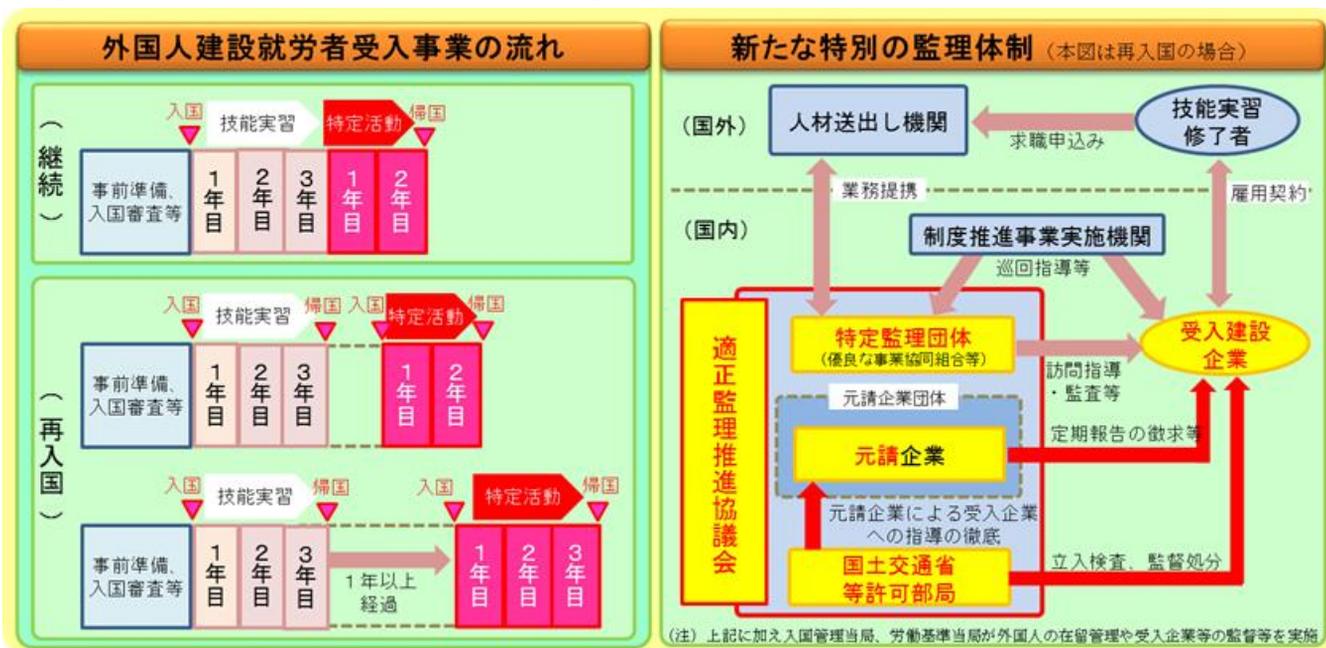
建設業で即戦力となる外国人材を受け入れる制度が活用いただけです。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた特例措置として、建設分野の技能実習修了者に対して、継続又は再入国により2年ないし3年間の就労を認める、外国人建設就労者受入事業を平成27年4月に導入しました。

※時限的措置のため、平成32年度で終了

○平成29年5月末現在、本事業により1,558名の外国人材が活躍しています。

【外国人建設就労者受入事業の概要】



お問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
労働資材対策室 03-5253-8283

外国人建設就労者受入事業

検索

造船業に外国人材を受入れ、増産体制を支援します。

○造船業においても、技能実習修了者に対して、継続又は再入国により2年間ないし3年間の就労を認める、外国人造船就労者受入事業を平成27年4月に導入し、即戦力となる外国人材の活用を促進することで、急速に回復してきた生産機会を逃さないよう支援しています。

※ 事業の流れは前頁の外国人建設就労者受入事業と同様

※ 時限的措置のため、平成32年度で終了

○平成29年5月末現在、本事業により2128人の外国人材が活躍しています。



造船所で溶接作業を行う
外国人就労者

お問い合わせ先

国土交通省 海事局船舶産業課 03-5253-8634

外国人造船就労者受入事業

検索

技能実習制度が新しく生まれ変わります。

○技能実習法が平成28年11月28日に公布され、平成29年11月1日に施行されます。

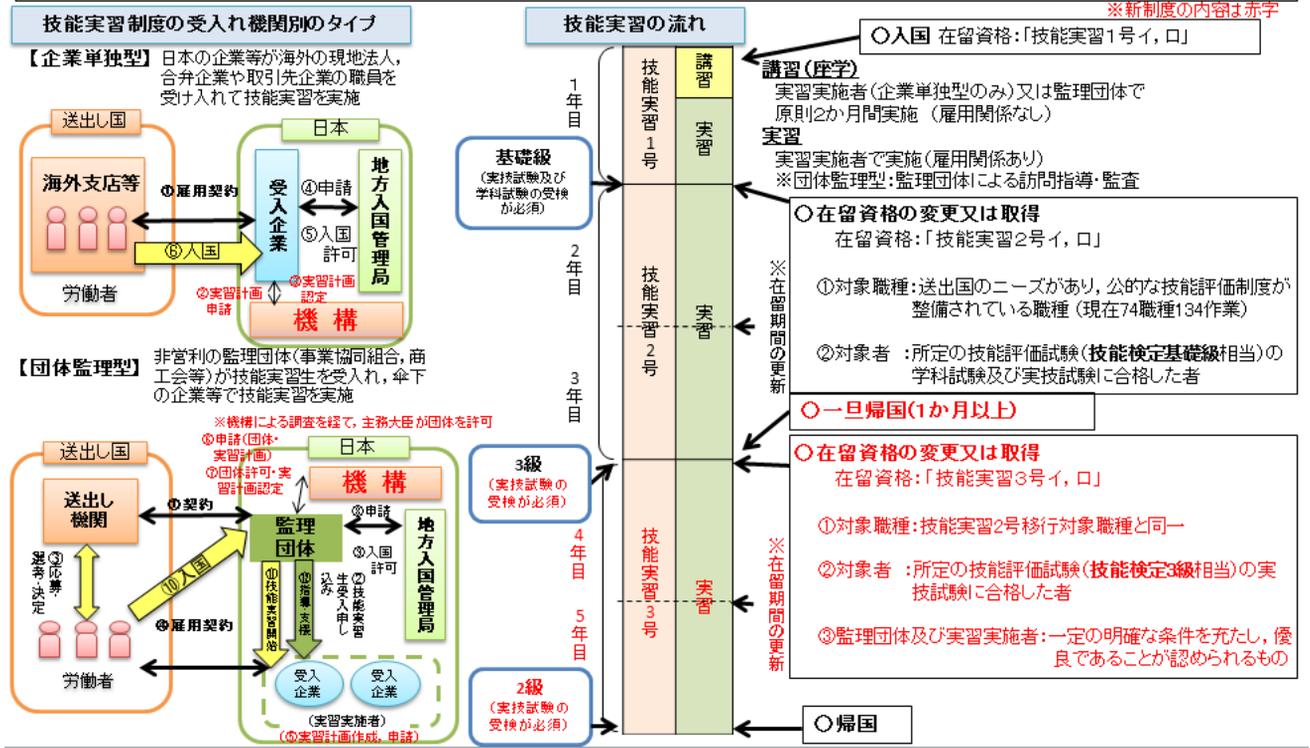
○新たな制度では、制度の趣旨である国際貢献を徹底するため、監理団体の許可制、実習計画の認定制、新たに創設する「外国人技能実習機構」による実地検査などの管理監督体制の強化を図ります。

○あわせて、適正化を前提に、優良な監理団体等に対しては、実習生の受け入れ期間を最長5年に延長するなど、制度の拡充を通じて、制度の活用を促進します。

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

※新制度の内容は赤字



お問い合わせ先

法務省 入国管理局 入国在留課 03-3592-7383

厚生労働省 職業能力開発局

海外協力課外国人研修推進室 03-3595-3395

技能実習法による新しい技能実習制度について

検索

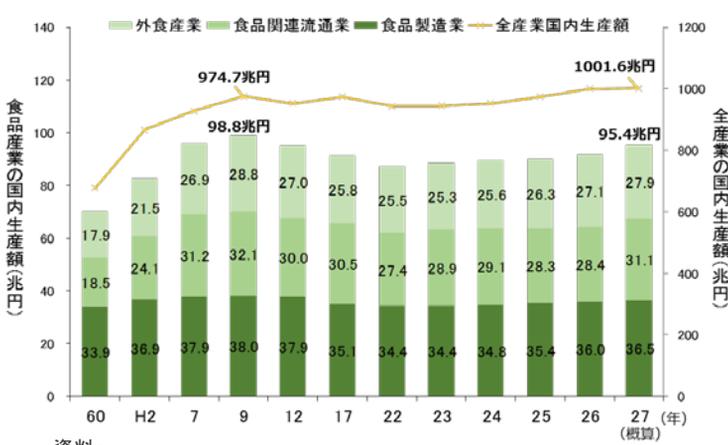
4. 農林水産・食品分野の取り組み

地域の食品産業の活躍を支援します。

○地域経済の持続的な成長には、食品産業の活躍が不可欠です。

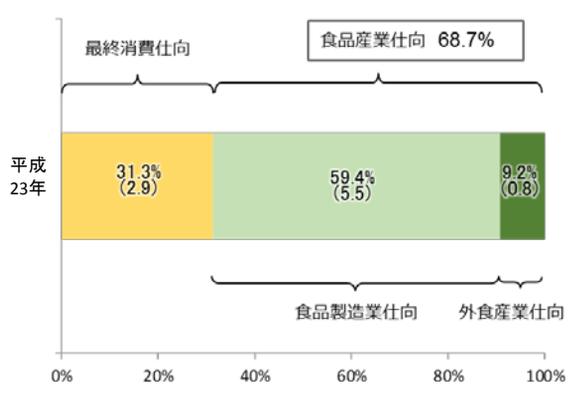
- 食品産業の国内生産額は、全産業の国内生産額の10%前後を占めています。
- 食品産業は、国内農業とも深く結び付いており、**国産農林水産物の約7割**(最大の仕向先)が食品産業向けとなっています。
- 各都道府県の全製造業における従業員数に占める**食品製造業のシェア**を見ると**第1位～3位がほとんど**です。

【食品産業の国内生産額】



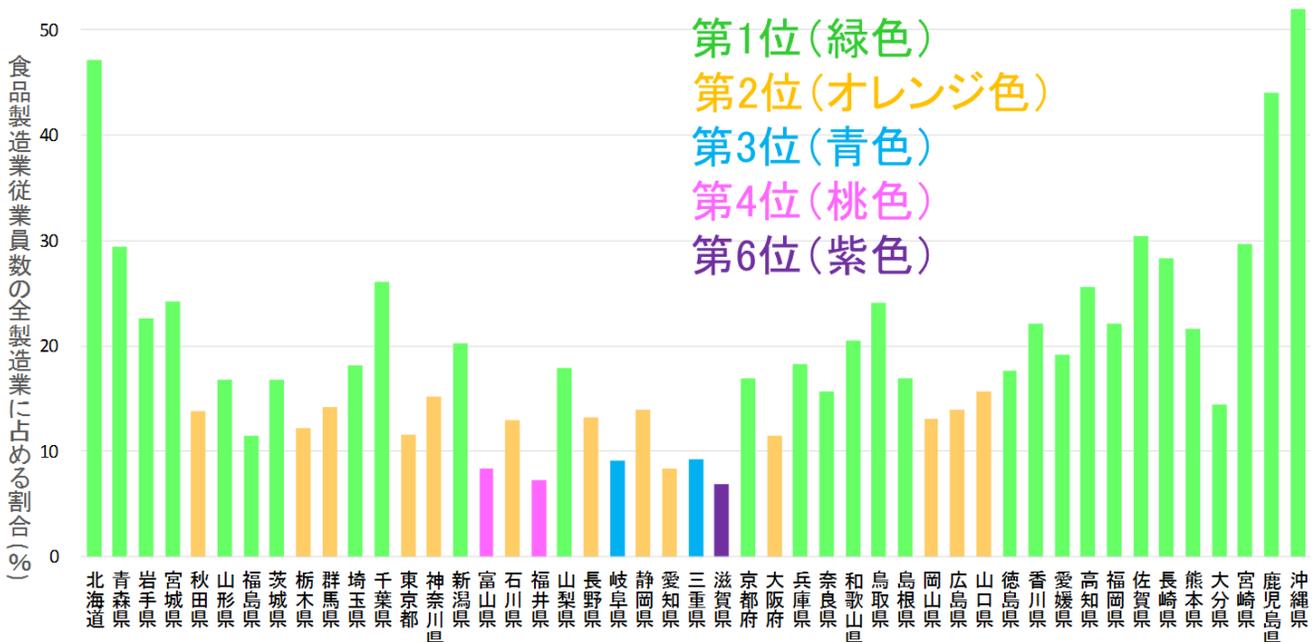
資料：内閣府「国民経済計算」、農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

【国産農林水産物の用途別仕向割合】



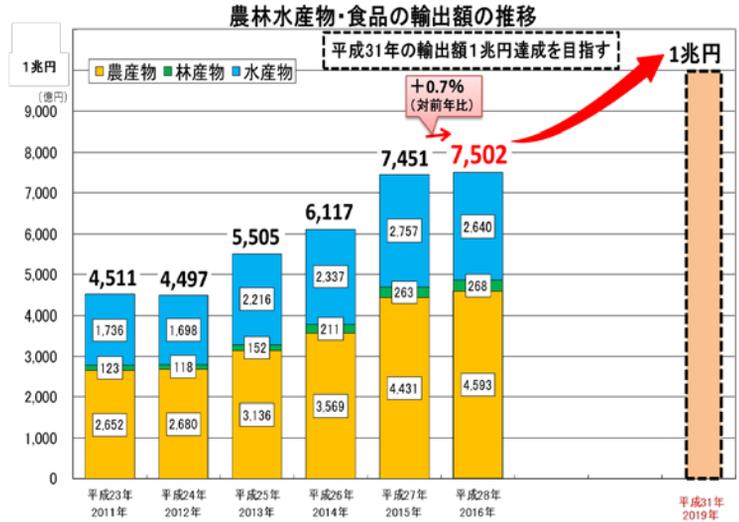
資料：総務省等10府省庁「産業連関表」を元に農林水産省で試算

【各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員数のシェア（平成26年度）】

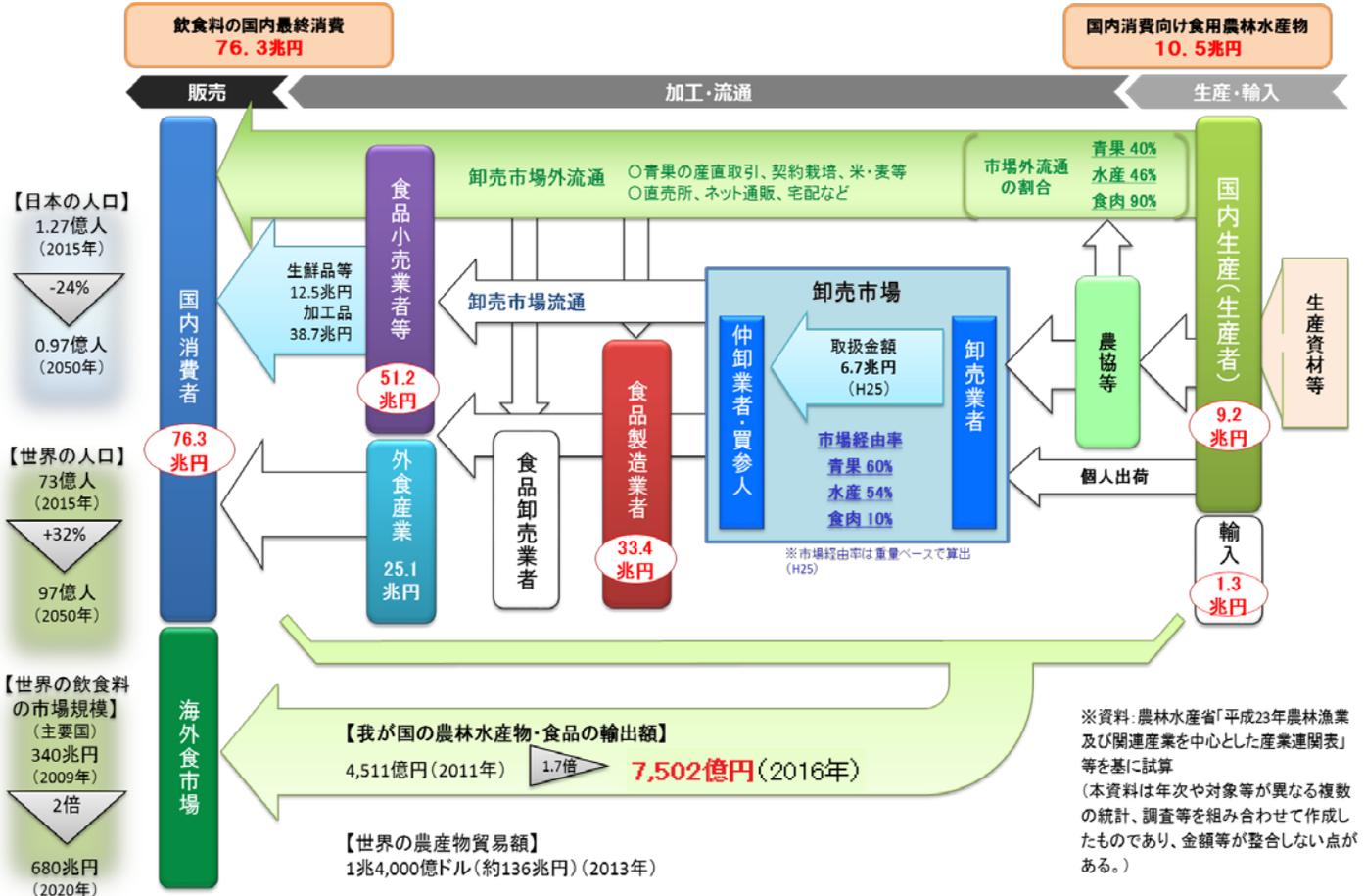


○地域経済の持続的な成長のため、流通の在り方の見直し、食品産業の高付価値化、輸出促進を進めます。

- 少子化に伴う人口減により、**国内のマーケットの縮小**が見込まれる一方、高齢化や社会の変化に対応した新たな商品の需要や海外には**今後伸びていくと考えられる有望なマーケット**が存在します。
- 農林水産物・食品の輸出額は、平成25年から4年連続で増加しており、平成31年の**輸出額1兆円目標**の達成を目指します。



【食料関連産業の流通構造のイメージ】



地域の食品産業の生産性向上等を支援します。

○中小企業等経営強化法(p45参照)を通じ、地域の食品産業の生産性向上を支援します。

【利用事例】 株式会社はたなか（お弁当の製造・販売／福岡県）

取組事例	結果
①設備投資 ・固定資産税の軽減措置を活用し、調理用の設備を導入(スチーム・コンベクションオーブン)。 ・加熱温度・時間等をマニュアル化。	・新職員の業務範囲が広がり、熟練職員による新メニューの開発力が向上。 ・作業の効率化と共に生産性も向上し、売上が17%増加。
②人材育成・マネジメント ・女性が働きやすい環境作りを目指し、短時間勤務の採用やジョブローテーション等による業務の固定化等を解消。	・育児中の女性職員による子供の春・夏・冬休み中の休暇取得が実現し、女性職員の休暇取得率や定着率が向上。離職者ゼロに。 ・事業拡大に伴う求人時にも、好影響。

売上が17%も増加!



定着率向上
離職者ゼロに!



お問い合わせ先 各地の農政局、北海道・沖縄の窓口まで

北海道(札幌市) 011-330-8810 東北(仙台市)022-221-6146 関東(さいたま市)048-740-0164
 北陸(金沢市) 076-232-4149 東海(名古屋市)052-746-6430 近畿(京都市)075-414-9024
 中国四国(岡山市) 086-222-1358 九州(熊本市)096-300-6325 沖縄(那覇市) 098-866-1673

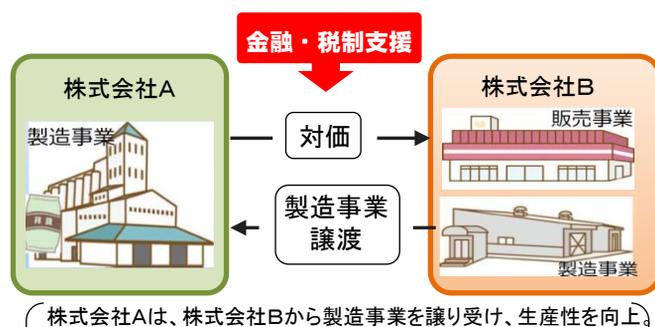
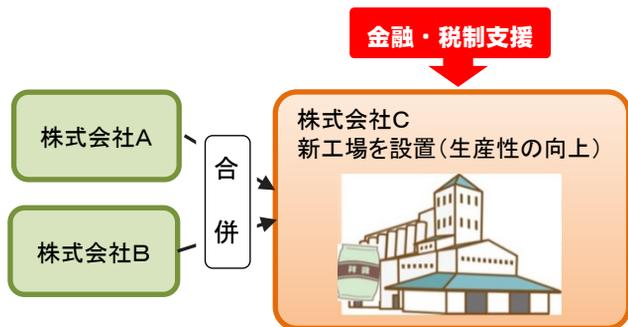
○農業競争力強化支援法(※1)を通じ、農業生産関連事業者(※2)の事業再編等による生産性向上を支援します。(※1)平成29年8月1日施行予定 (※2)農業資材事業者、流通・加工事業者

【事業再編計画の確認を受けた場合の支援措置】

✓金融措置→出資・融資・債務保証 ✓税制特例→登録免許税の軽減・割増償却など法人税の特別措置

〈支援措置活用例1:合併に伴う設備投資を支援〉

〈支援措置活用例2:事業譲渡を支援〉



(株式会社Aは、株式会社Bから製造事業を譲り受け、生産性を向上。株式会社Bは、販売事業に専念する。)

・農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資への支援については、次頁を参照してください。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 企画課 03-3502-8245

6次産業化※等の取組を通じ、高付加価値化を支援します。

※農林水産物の生産と加工・販売が一体となった取組

○中堅・中小企業が農林漁業者等と連携して実施する6次産業化の取組に対して、**新商品開発・販路開拓に係る経費**や**農林水産物の加工・販売施設の整備費**等を補助事業により助成します。

○中堅・中小企業等がパートナー企業として農林漁業者等と連携した6次産業化の事業活動等を、**農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)**による**出資**等により支援します。

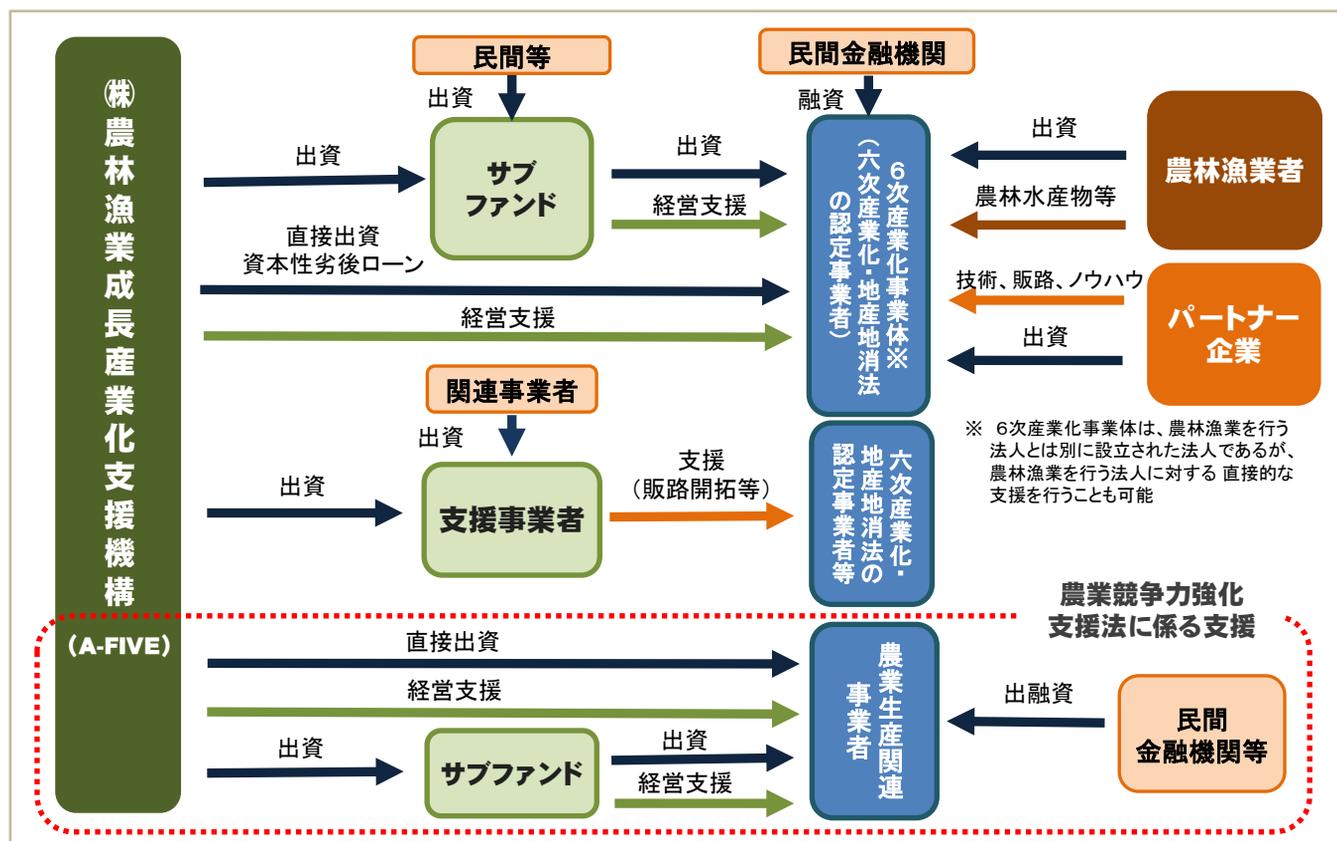
◎農林漁業成長産業化ファンド※による出資決定件数 **112件**
(平成29年4月12日現在) ※A-FIVE及びサブファンド

【出資事例】(株) ビースマイルプロジェクト

- A-FIVE直接出資 10.01億円 サブファンド協調出資 2.5億円(A-FIVE分1.25億)
- 南九州を中心とする肉用牛生産者が、パートナー企業のノウハウを活用し、平成27年に事業体を設立。現在、外食事業を展開中。



【ファンドによる資金・支援の流れ】



お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 産業連携課
農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)

A-FIVE

検索

03-6738-6473
03-5220-5885

食品製造業と小売業の適正取引を推進します。

- 平成29年3月に豆腐・油揚げ製造業を対象とした食品製造業と小売業との適正取引の推進を目指した「**食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～豆腐・油揚げ製造業～**」を策定しました。
- 昨今、問題となる事例は減少傾向にありますが、本ガイドラインは、独占禁止法や下請法に関して、問題となり得る事例と望ましい取引事例11項目をわかりやすく掲載し、トラブルの未然防止を図っています。他の食品製造業の同様の事例にも活用していただけます。ぜひ、ご活用ください！



【ガイドラインの内容(抜粋)】

包材(フィルム等)の費用負担	合理的な根拠のない価格決定	物の購入強制	派遣、役務の提供
<p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>OPB商品の販売打ち切りにより、一括購入した包装フィルムの購入費を小売業者に求めたが、受け入れられない。</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ あらかじめ十分な協議を行い、フィルム購入に要した費用を小売業者が負担することを契約書に明記。</p>	<p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>○ 小売店が「円高還元セール」を実施するため、取引価格引き下げを通知され、一方的に価格を決められた。</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 一方的な取引が行われないう、原価、物流費等の内訳を基に価格決定し、合意内容を書面で取り交わした。</p>	<p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>○ 小売業者の営業担当者から、前年実績を引き合いに出しつつ、季節商品の購入数量の報告を求められ、断れない。</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 小売業者からの一方的な斡旋をなくした。</p>	<p>＜問題となり得る事例＞</p> <p>○ 小売業者の要請で、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、派遣費用の支払いがなかった。</p> <p>＜望ましい取引事例＞</p> <p>○ 小売業者が要請を行う際、派遣費用の支払いはもとより、曜日の選択など要請を受けられるか十分協議の上で決定。</p>



【下請かけこみ寺相談窓口】

取引が改善されない場合は、**匿名でも相談**できます。

フリーダイヤル

0120-418-618

(最寄りの「下請かけこみ寺」につながります)

【詳しいガイドライン】

農林水産省HPで、ご覧になれます。

豆腐 適正取引

検索 🔍

【ガイドラインの紹介動画】

YouTubeに掲載しています。

QRコードからアクセスできます！



お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 企画課 03-6744-2065

地域の農林水産物・食品の“輸出”を支援します。

○輸出に関する情報の提供や商談機会の確保、事業者の取組に対する支援を **JETRO(ジェトロ)** 等と連携して実施します。

初心者から経験者まで、輸出に取り組む段階に応じたサポートを提供



ステップ1 知る・相談する(相談・セミナー受講)

・輸出に関する手続、規制、成功事例等を学べる**研修**等を実施します。

輸出に当たっては、現地での消費者の好みや慣習(例:ハラル)、食品安全管理制度への対応や海外での物流手段の確保等が必要です。これらに関するセミナーを東京で開催するほか、オンライン配信も行います。セミナーのスケジュール等は、**農林水産物・食品の輸出支援ポータルサイト**をご覧ください。

・農林水産物・食品の輸出に関する**相談**を、**国内だけでなく海外でも対応**します。

農林水産省の本省・地方農政局等、JETROの国内及び海外事務所、そして、現地在外公館等の**輸出相談窓口(輸出のあれこれ相談所)**にて、輸出に関する手続や規制等の情報を提供します。



輸出のあれこれ相談所
チラシ

ステップ2 試験的に販売する(インストア・ショップに出品)

・インストア・ショップにおける**日本製品のPR**を支援します。

海外の有名百貨店等に、日本産品をPRするための「**インストア・ショップ**」を設置して、試験販売を行います。また、現地消費者の反応を事業者にフィードバックし、よりよい商品づくりを応援します。
(平成28年度は6か国で実施、29年度は6~7か国で実施予定)



海外でのインストア・ショップ

ステップ3 商談をする(商談会へ参加・見本市へ出展)

・海外見本市への出展や国内外での商談会を通じ、**海外での販路開拓**を支援します。

【実績(平成28年度)】ジェトロ実施分

- ・海外見本市への出展 21か所 SIAL(パリ)、Food Expo(香港)など
- ・海外商談会の開催 11か所 英国、マレーシアなど
- ・国内商談会の開催 46回



ロシアでの食品見本市に出展



農林水産物 輸出 ポータル

検索

輸出のあれこれ相談所

検索



ポータルサイト

【輸出拡大へ向けた支援について】

○輸出に取り組む事業者への支援として、**海外での日本製品の普及・定着のためのPRや産地間連携等の取組**を支援します。

・**ジャパン・ブランドの確立**に向けた取組を支援します。

品目ごとにオールジャパンで輸出に取り組む輸出団体(8団体*)による海外マーケット調査や品目のPR等の取組を支援します。(*)コメ・コメ加工品、畜産物、茶、林産物、花き、水産物、青果物、菓子

【取組例】・畜産物:ベトナムで食品輸入卸・小売業者に対する商談会を実施
・茶 :米国から茶事業者を日本の茶産地へ招へいし、研修を実施

・産地間連携等による**輸出振興体制の構築**を図る取組を支援します。

国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、複数の品目を取りまとめる団体等が行う海外マーケットの調査、海外での見本市への出展、商談会への参加等の取組を支援します。

【取組例】・九州農産物通商(株):複数産地で連携し、香港、台湾等で常設の販売棚(右写真)を設置し、商品をPR
・関西・食・輸出推進事業協同組合:
東南アジア、UAEにおいて商談会、物産展、レストランフェア等の開催



販売棚(台湾)

・海外市場で戦略的に**プロモーション・ブランディング**を行います。

農水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを強化するため、平成29年4月に日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO:ジェイフドー)をJETROの一組織として新設しました。今後の活動予定は以下のとおりです。



JFOODO

- ①海外各国・地域にどんな需要があるか現地で徹底調査
- ②どの国・地域に、何を(品目)、どこで(小売・外食・中食)売り込むか、絞り込んだ目標を設定
- ③目標達成に向け日本国内の産地情報も収集しつつ、現地の需要・市場を作り出す戦略を立案・実行
- ④インバウンド等の関連事業、政府間の規制・手続緩和交渉等と連携

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 輸出促進課 03-3502-3408

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)

農林水産・食品部 農林水産・食品課 03-3582-4966

・海外ビジネス展開の**情報提供**や**相手国との対話**を行います。

海外ビジネス展開の情報交換のための国内の協議会や、貿易促進に向けた相手国との対話の実施、ミッションの派遣、海外投資の検討に資する調査などを通じ、事業者等の取組を支援します。

お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 海外投資・協力グループ 03-3502-5913

輸出につながる環境を整備します。

○地理的表示(GI)保護制度

品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている農林水産物・食品等の名称を**知的財産として保護**するものです。登録の効果としては、模倣品の排除や販売単価の上昇・担い手の増加などがあげられます。



登録件数 38品 (平成29年6月)

(登録例)夕張メロン、大分かぼす、下関ふく、神戸ビーフ、鹿児島島の壺作り黒酢

・鳥取砂丘らっきょう: 販売額が前年比3割増 ↗

・市田柿: 台湾・香港・タイなどへの輸出本格化!

・連島ごぼう: 1kgあたりの単価が760円から900円に上昇 ↗



- ・今後、**日本と海外との間でGIに関する相互保護**を進めていくことで、生産者自身が海外でGI申請しなくとも、海外で保護を受けることができるようになります。
- ・登録申請に向けたご相談について、**GIサポートデスクを設置**していますので、制度を活用する上で不明な点等があれば、ご利用ください。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 知的財産課 03-6744-2062
GIサポートデスク 0120-954-206

○出入国管理行政上の特例措置

一定要件を満たせば、調理師養成施設の外国人留学生が、国内で日本料理の調理業務に従事できるようになりました。日本料理を調理できる外国人人材の増加にも貢献しています。

※平成28年度は20名の外国人留学生が出入国管理行政上の特例を活用しました。

○技能実習制度の対象職種として**惣菜製造業**が追加されました。

【惣菜製造業技能評価試験合格者(実績)】平成27年度 331名→**28年度 3,716名(前年比約10倍)** ↗

○日本産食材サポーター店の認定

日本産食材を積極的に活用している海外レストラン等をリスト化し、それを活用した情報発信等を実施します。



日本産食材サポーター店 認定実績: 209店舗

(タイ、米国、韓国、ベトナム、マレーシア等: 平成29年5月上旬把握時点)

○海外の飲食店と日本産食材の商取引が可能なウェブサイト等の運営を実施します。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課

出入国管理行政上の特例措置、
技能実習制度関連

03-6744-7177

上記以外関連

03-6744-0481

輸出等につながるHACCP※の導入を支援します。

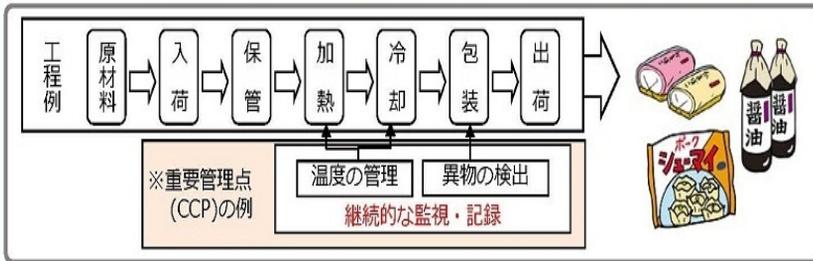
○HACCPをベースとした日本発の国際的に整合のとれた食品安全管理規格(JFS規格: Japan Food Safety Standards)の認証スキームの構築・普及・充実に官民で連携して推進します。

・平成28年1月に認証スキームを運営する民間団体「一般財団法人 食品安全マネジメント協会(JFSM)」が発足し、7月、10月にJFS規格・認証スキーム等を公表し、運用を開始しました。

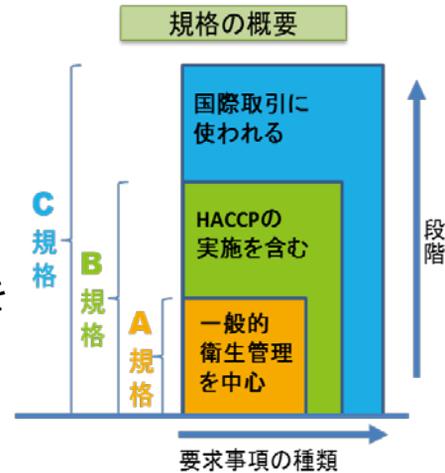
○HACCPの導入による食品の製造過程の管理の高度化を進めるため、施設の整備に対する金融支援を行います。

○HACCP導入促進のための人材育成として食品企業を対象に、HACCPに関する研修などを行います。

・研修については、平成28年度は7月以降、全国各地で51回実施。平成29年度の予定については今後ホームページ等でご案内予定。(ホームページ:「農林水産省 HACCP 研修」で検索)



【JFS規格の概要】



※HACCP(ハサップ)とは、

原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、危害要因を分析(HA)した上で、特に重要な工程(CCP)を継続的に記録、管理する工程管理システム。

厚生労働省において全ての食品等事業者を対象として、HACCPを制度化する方針を固め、制度設計中。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 食品製造課

食品安全マネジメント関係

03-6738-6166

HACCPに係る金融支援・研修関係

03-3502-5743

諸外国の食品安全管理制度に対応するための支援をします。

○米国 食品安全強化法(FSMA)

平成27年9月から順次公表されている運用細則についての情報提供、専門家を活用した個別企業相談サポートを実施します。

○中国 食品安全法の改正

平成27年10月に改正された食品安全法及びその関連基準等による規制の内容についての情報提供を行います。

お問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 輸出促進課 03-3502-3408

海外の輸入規制等の緩和・撤廃を進めます。

日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、**諸外国の輸出に関する規制等の緩和・撤廃を進めています。**

○動植物検疫の輸出解禁・条件緩和の実績(平成28年5月以降)

【植物検疫協議の主な実績】

品目	輸出先国	年月	規制緩和の内容	
			緩和前	緩和後
玄米	豪州	2016年5月	輸入禁止	解禁
精米、玄米、豆類等※1 (携帯品)	ペルー	2016年6月	輸入禁止	解禁
うんしゅうみかん(九州産)	米国	2016年7月	輸入禁止	解禁※2
なし	カナダ	2016年8月	輸入禁止(鳥取県以外)	解禁
なし(携帯品)	カナダ	2016年9月	輸入禁止	解禁
りんご	カナダ	2016年10月	輸入禁止(品種なし以外)	「なし」を含む全ての品種の解禁
りんご(携帯品)	カナダ	2016年11月	輸入禁止	解禁
なし	ベトナム	2017年1月	輸入禁止	解禁

※1 アマランサス、カラスミギ、落花生、アーモンド、グリーン・ピース、ライ麦、インゲン豆、コーヒー豆、カルパソ豆、ソラマメ、亜麻仁、レンズ豆、くるみ、大豆、麦及びトウモロコシ(あらゆる形態を含む)
 ※2 ミカンバエの無発生が確認された県に限る。

【動物検疫協議の主な実績】

品目	輸出先国	年月	規制緩和の内容	
			緩和前	緩和後
加熱食肉製品等	ブラジル	2016年7月	輸入禁止	個人消費用携帯品(おみやげ等)に限り可能
食用卵	シンガポール	2016年9月	商業用貨物のみ可能	個人消費用携帯品(おみやげ等)も可能
牛肉	タイ	2016年9月	30か月齢未満のみ可能	月齢制限の撤廃
牛肉エキス	豪州	2017年4月	輸入禁止	輸入解禁



原発事故に伴う食品等の輸入規制について
 日本産品の主な輸出先である中国、台湾、香港、韓国に対して、重点的に輸入規制の撤廃の申し入れを行っています。

○原発事故に伴う食品等の輸入規制の状況(平成29年4月28日時点)

規制措置の内容/国・地域数			国・地域名		
事故後輸入規制を措置	規制措置を完全撤廃した国		23	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシヤス、カタール、ウクライナ	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	9	7 2	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア (日本での出荷制限品目を停止) 米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	19		インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦(UAE)、レバノン ※EU加盟国(28ヵ国)を1地域とカウント。
		自国での検査強化	3		パキスタン、イスラエル、トルコ
54	31				

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
 注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

○残留農薬基準については、台湾・香港向け青果物、米国・EU・台湾向け茶など、輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定申請や、輸出先国の残留農薬基準に対応した防除暦の作成を行う民間団体に対する支援を実施します。

コラム

EUによるかつお節の規制措置

輸出につながる環境整備の一つとして輸出規制対策の取組も行っています。
 EUによるかつお節の規制措置については、二国間で協議を行ってきたところであり、その結果、かつお節に対するPAHs(発がん性物質)の基準値は、平成27年7月より緩和されました。

また、EUに動物由来の水産食品を輸出する場合に、対EU輸出水産食品を処理、加工又は製造等する施設が取得する必要がある「対EU・HACCP認定」について、平成29年2月に、我が国初のかつお節製造施設の認定を水産庁が実施しました。

今後、EUへのかつお節の輸出が実現することが期待されます。



5.事業承継

事業承継でお悩みの皆さんからのご相談を、「事業引継ぎ支援センター」の専門家がお受けし、一緒に対策を考えます。

○全国の「事業引継ぎ支援センター」では、中小企業の事業承継に関する幅広い相談に対応するとともに、後継者不在に悩む中小企業者とその経営資源を活用して事業を拡大したい企業等とのマッチング支援を行っております。

事業引継ぎ支援センターによる支援の流れ

①相談対応(一次対応)

・センターが相談対応を通じて支援の実施の可否を判断。

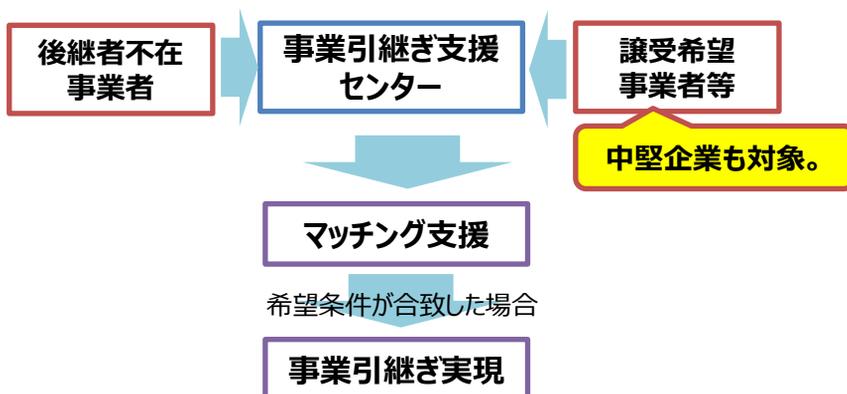
②登録機関への橋渡し(二次対応)

・センターが相談案件を登録機関(仲介業者、金融機関等)に取り次ぐ。

③センターによるマッチング(三次対応)

・センター自らが士業法人等と連携してマッチング支援を実施。

事業引継ぎ支援センターの支援スキーム



従業員を引き継いで、安心して引退できる。



技術と販売網を、有効活用させていただきます。

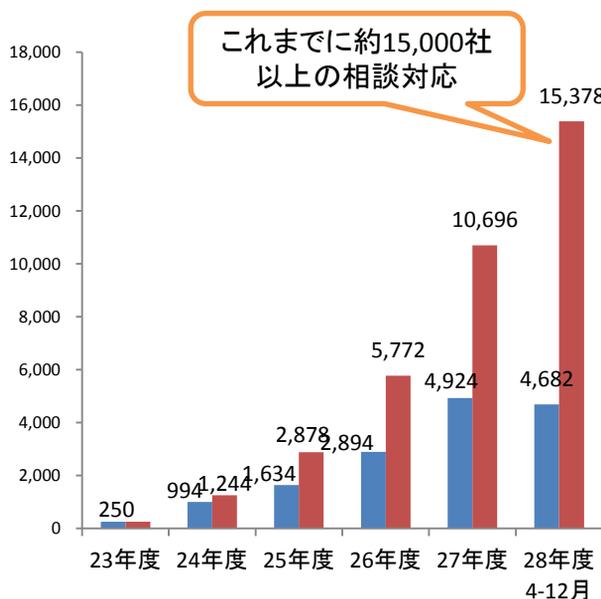
※中堅企業の皆さんが、安心して他社の事業を引き継げるよう、中小企業基盤整備機構のファンドを通じた出資など、資金面からのサポートも行っております。

(詳細は49ページをご参照ください。)

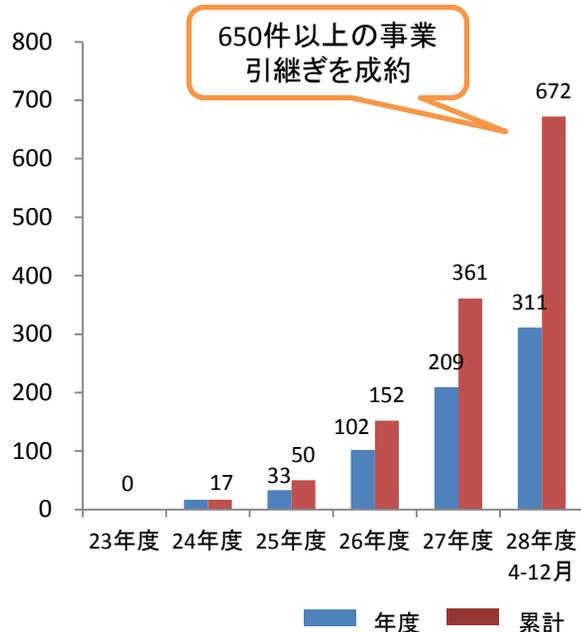
【事業引継ぎ支援センターの連絡先及び活動実績】

相談窓口名	設置主体	電話番号	相談窓口名	設置主体	電話番号
北海道事業引継ぎ支援センター	札幌商工会議所	011-222-3111	滋賀県事業引継ぎ支援センター	大津商工会議所	077-511-1500
青森県事業引継ぎ支援センター	(公財)21あおり産業総合支援センター	017-777-4066	京都府事業引継ぎ支援センター	京都商工会議所	075-255-7101
岩手県事業引継ぎ支援センター	盛岡商工会議所	019-601-5079	大阪府事業引継ぎ支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6257
宮城県事業引継ぎ支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3884	兵庫県事業引継ぎ支援センター	神戸商工会議所	078-367-2010
秋田県事業引継ぎ支援センター	秋田商工会議所	018-883-3551	奈良県事業引継ぎ支援センター	奈良商工会議所	0742-26-6222
山形県事業引継ぎ支援センター	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664	和歌山県事業引継ぎ支援センター	和歌山商工会議所	073-422-1111
福島県事業引継ぎ支援センター	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4163	鳥取県事業引継ぎ支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
茨城県事業引継ぎ支援センター	水戸商工会議所	029-284-1601	島根県事業引継ぎ支援センター	松江商工会議所	0852-33-7501
栃木県事業引継ぎ支援センター	宇都宮商工会議所	028-612-4338	岡山県事業引継ぎ支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9708
群馬県事業引継ぎ支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	027-226-6115	広島県事業引継ぎ支援センター	広島商工会議所	082-555-9993
埼玉県事業引継ぎ支援センター	さいたま商工会議所	048-711-6326	山口県事業引継ぎ支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
千葉県事業引継ぎ支援センター	千葉商工会議所	043-305-5272	徳島県事業引継ぎ支援センター	徳島商工会議所	088-679-1400
東京都事業引継ぎ支援センター	東京商工会議所	03-3283-7555	香川県事業引継ぎ支援センター	高松商工会議所	087-802-3033
神奈川県事業引継ぎ支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5061	高知県事業引継ぎ支援センター	高知商工会議所	088-855-7748
新潟県事業引継ぎ支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0080	愛媛県事業引継ぎ支援センター	松山商工会議所	089-948-8511
山梨県事業引継ぎ支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888	福岡県事業引継ぎ支援センター	福岡商工会議所	092-441-6922
長野県事業引継ぎ支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	026-219-3825	佐賀県事業引継ぎ支援センター	佐賀商工会議所	0952-20-0345
静岡県事業引継ぎ支援センター	静岡商工会議所	054-275-1881	長崎県事業引継ぎ支援センター	長崎商工会議所	095-822-0111
愛知県事業引継ぎ支援センター	名古屋商工会議所	052-228-7117	熊本県事業引継ぎ支援センター	熊本商工会議所	096-311-5030
岐阜県事業引継ぎ支援センター	岐阜商工会議所	058-214-2940	大分県事業引継ぎ支援センター	大分県商工会連合会	097-585-5010
三重県事業引継ぎ支援センター	(公財)三重県産業支援センター	059-253-3154	宮崎県事業引継ぎ支援センター	宮崎商工会議所	0985-22-2161
富山県事業引継ぎ支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605	鹿児島県事業引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	099-225-9533
石川県事業引継ぎ支援センター	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244	沖縄県事業引継ぎ支援センター	那覇商工会議所	098-941-1690
福井県事業引継ぎ支援センター	福井商工会議所	0776-33-8283			

＜相談者数＞



＜事業引継ぎ件数＞



【事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ事例】

【事例①】

譲渡企業(株式会社サングエーシー)は創業23年のマンションビルの清掃を主とした東京都内のビルメンテナンス業者。後継者不在を理由に引継ぎセンターに事業の譲渡について相談。大阪府の同業他社である光洋商事株式会社とのマッチングにより、M&Aに至った。

株式会社サングエーシーとしては、光洋商事株式会社の東京の拠点となる事で、既存の事業と従業員を維持する事に成功し、光洋商事株式会社としては、東京で事業展開をする新たな拠点を設けることが出来た。



【事例②】

株式会社小布施建設より、同社の原社長親族の営む温泉事業(おぶせ温泉あけびの湯)について当該親族の高齢化と経営環境の変化から、引継ぎセンターに当該事業の譲渡について相談。他方で、リゾート、宿泊・日帰り温泉等の管理受託業を営んでいるオーガニックリゾート株式会社より、事業拡大の相談があった事から、両者のマッチングを実施して、M&Aに至った。

おぶせ温泉あけびの湯に勤務する5人の従業員は全員引継がれて、雇用が維持されるとともに、オーガニックリゾート株式会社の事業拡大にも繋がった。



【事例③】

譲渡企業(バロ電機工業株式会社)の吉田前社長は、70歳を目前に、社内に後継者候補がおらず、会社の将来や従業員の雇用について、広島県事業引継ぎ支援センターに相談。

登録機関である広島銀行のサポートを受け、同業他社である東洋電装株式会社とマッチングを行い、M&Aに至った。

バロ電機工業株式会社としては、従業員11名の雇用維持と、長く続いできた社名を引き継ぐ事に成功。

東洋電装株式会社としては、技術をもった人材や同じ地域の工場等を確保に繋がった。さらに、バロ電機工業株式会社は民間市場、東洋電装株式会社は、公共市場を商圏としていたため、販路の拡大にも繋がった。



お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 財務課
金融庁 監督局 総務課監督調査室
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業引継ぎ支援全国本部

03-3501-6868

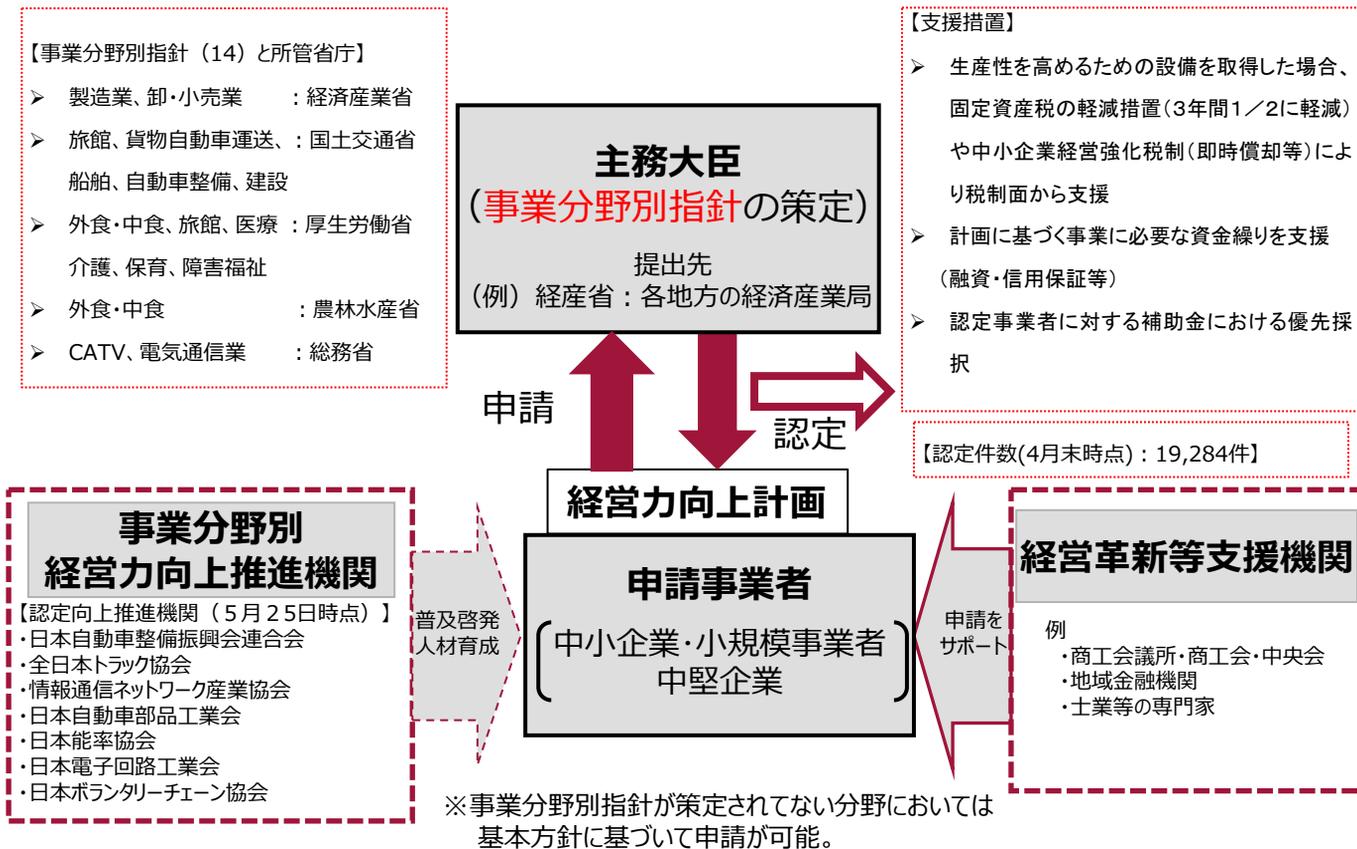
03-3506-7084

03-5470-1595

6. 横断的な取り組み

中小企業等経営強化法により中堅・中小企業の生産性向上を支援します。

- 中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が平成28年7月に施行しました。施行から10か月間である4月末までに、19,284件の計画を認定しました。
- 本法では、生産性向上策(営業活動、財務、人材育成、IT投資等)を業種毎に「事業分野別指針」として策定しています。現在までに製造業の他、卸・小売、外食・中食、宿泊、医療、介護、建設など14分野で策定済みです。
- 支援措置として、固定資産税の軽減措置、金融支援、補助金との連動を行っています。



中小企業等経営強化法に基づく各種の金融支援措置

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

① 日本政策金融公庫による低利融資 中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入について、低利融資を受けられる。

○設備資金について0.9%引き下げ

※基準利率：中小企業事業1.21%

国民事業1.76% (平成29年5月現在)

② 商工中金による低利融資 中堅クラス向け 中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

③ 中小企業信用保険法の特例 中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大 ※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例 中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

⑤ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられる。

⑦ 食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。

※1 【中堅クラスの定義】

- ・中堅企業：資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人（※2中小企業者に該当する者を除く）
- ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人で資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の法人

※2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 (※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種)		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、中小企業者と同様の支援措置を受けることができます。

中小企業が新たに取得する機械装置や器具備品、建物附属設備等にかかる固定資産税を3年間、1/2に軽減します。

○中小企業等経営強化法に基づいて、中小企業が経営力向上計画を策定し、主務大臣に認定された場合、計画に記載されている一定の機械装置や器具備品、建物附属設備等（経営力向上設備）を新規取得した場合に課される固定資産税を3年間にわたり1/2に軽減する措置を講じます。（※）

（※）平成29年度税制改正により新たに対象となる設備（器具備品・建物附属設備等）については、最低賃金が全国平均以上の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）においては、労働生産性が全国平均未満の業種に対象が限定されます。その他の40道県では全ての業種が対象となります。なお、機械装置の特例については引き続き全国・全業種が対象となります。地域別の業種リストは下記中小企業庁ホームページからご確認下さい。

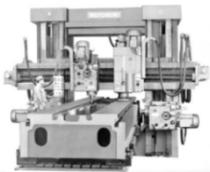
【経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>

中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設します。

○中小企業経営強化税制により、法人税の減税措置（即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除）が受けられます。その際、経営力向上計画の認定が必要となります。対象設備は、認定経営力向上計画に基づき新規に取得される一定の機械装置、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等（経営力向上設備）となります。

【対象設備の例（固定資産税特例、中小企業経営強化税制）】



金属加工機械



ソフトウェア組込型（NC）
複合加工機



セルフレジ



空調設備



冷蔵陳列棚

（注）固定資産税特例、中小企業経営強化税制の対象

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社を除く）
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 等

【中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要】

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 (生産性が年平均 1%以上向上)		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)	
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) (生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資)		拡充 (平成29年4月1日～)	
		【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

 を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

お問い合わせ先

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

<問い合わせ先>

○経営力向上計画について

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

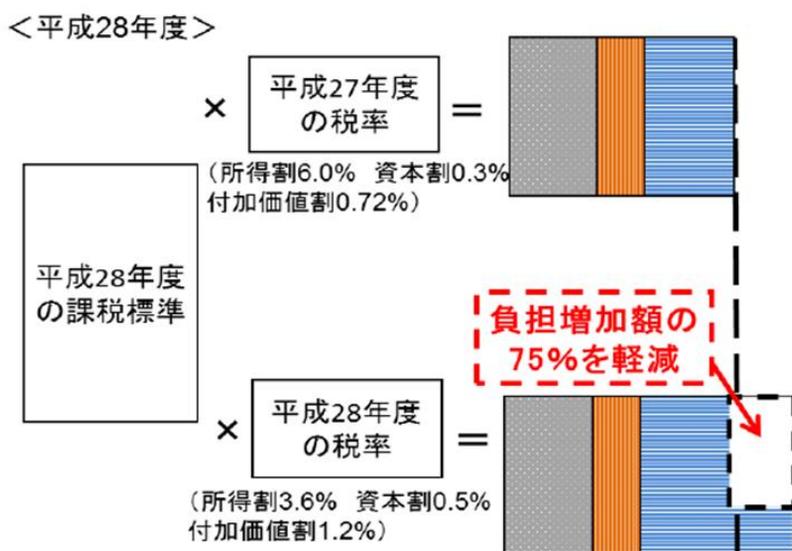
○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5808 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

外形標準課税制度の拡充により、中堅企業(※)の負担が現行制度よりも拡大しないよう、軽減措置を講じます。

- 平成28年度税制改正で、法人事業税の外形標準課税が拡充されますが、資本金1億円以下の企業は引き続き対象外です。また、資本金1億円を超える中堅企業(※付加価値額40億円以下)には、以下の軽減措置を講じます。



※ 具体的には、平成27年度の税率で計算した場合より負担が重くなる場合、付加価値額30億円以下の法人は、負担が増加する額の75%を控除します。付加価値額30億円超40億円未満の法人については、控除率が75%～0%(平成28年度の場合)でただらかに変化します。

※ 負担増加額の控除率は75%(平成28年)、50%(平成29年)、25%(平成30年)であり、平成30年度末までの措置となります。

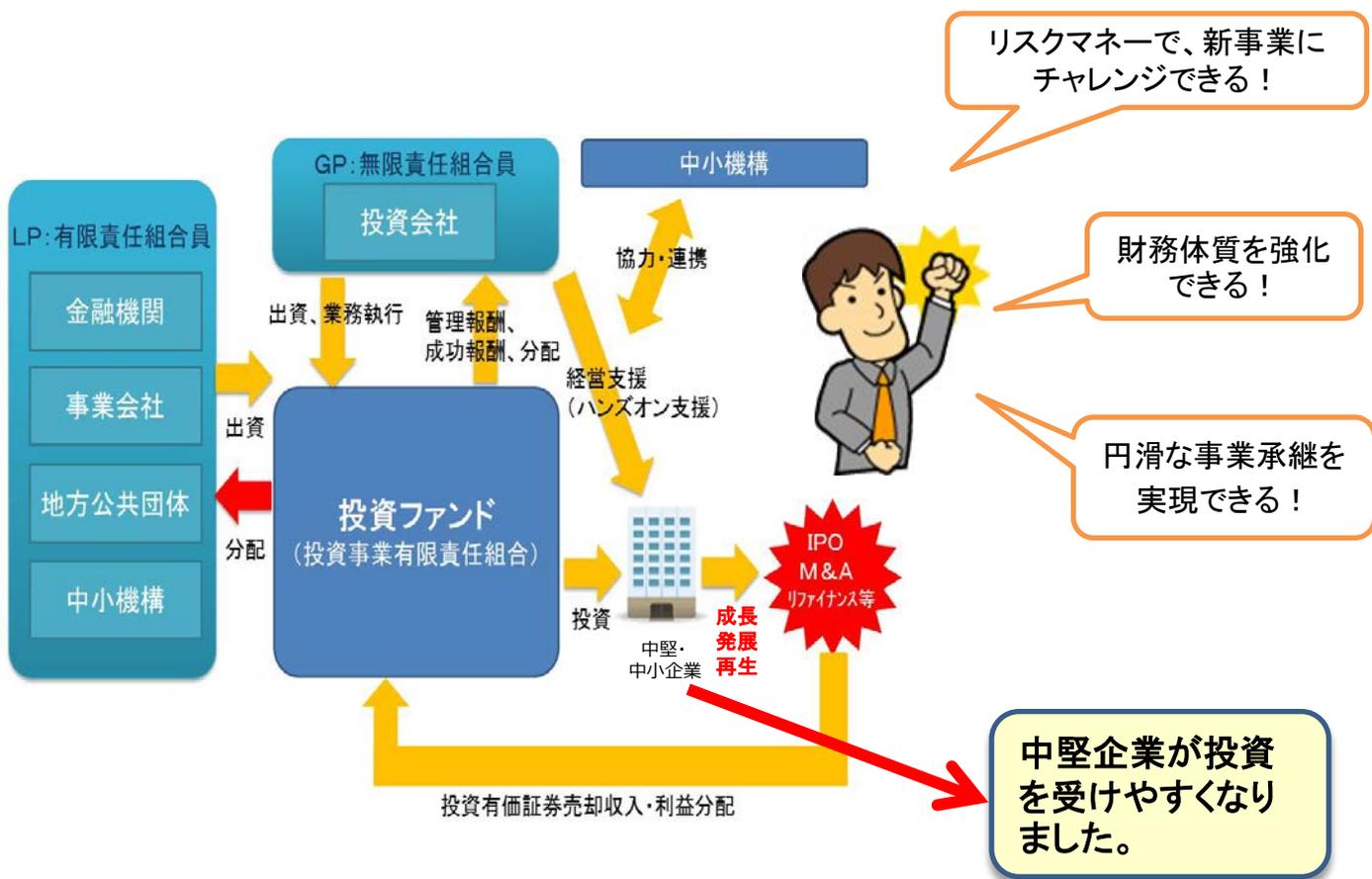
※ 「付加価値額」とは、企業の収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料)に単年度損益を加えたものです。

お問い合わせ先

各都道府県の税務担当にお問い合わせください。

中堅企業の皆さんが、中小企業基盤整備機構のファンドによる出資を受けやすくなりました。

○「中小企業」の範囲を超える中堅企業であっても、中小企業基盤整備機構のファンドによる出資を受けられるようになりました。こうした出資を今まで以上に受けやすくなることで、起業から新事業展開、事業承継、再生等のライフステージに応じて、中堅・中小企業の皆さんを資金面・経営面から支援します。



～ 中小企業基盤整備機構は、中小企業の事業活動を応援する専門機関です。
東京本部を含め、全国で11ヶ所の本部・事務所があります～

【中小機構出資ファンドの投資事例】

【投資例】バイオ分野の中小企業(従業員数:180名)

- 同社は、癌の免疫細胞治療を実施するために必要な技術・サービス(細胞培養・加工ノウハウの提供等)を、医療機関のニーズに合わせて提供する事業を展開。
- 中小機構等がLP出資する投資ファンドから投資を受けると共に、GPからの、国内外の人的ネットワークを活用した製薬企業等とのアライアンス構築、シナジー効果のある技術や新規開発品の開発のハンズオン支援を受け、更なる成長を目指している。

(事業イメージ)



【投資例】建設工事分野の中堅企業(従業員数:140名)

- 同社は、様々な設備・建設工事において、技術力と安全性に極めて高い評価を有し、強固な事業基盤を持つ老舗の中堅企業。
事業構成の見直し、収益性の改善、後継者不在という課題を抱える中、事業の引継ぎを希望。
- 中小機構等がLP出資する投資ファンドから投資を受けると共に、GPから、受注採算性管理の強化や受注活動のサポート、月次での利益管理KPIを導入するなど、経営管理全般のハンズオン支援を受け、業績が伸長および安定化。
- 業界の重要な課題が施工力不足はもとより、人材育成や技術・技能の継承となっているなか、こうしたファンドの支援により、同業大手企業へ事業の円滑な引き継ぎが実現。

お問い合わせ先

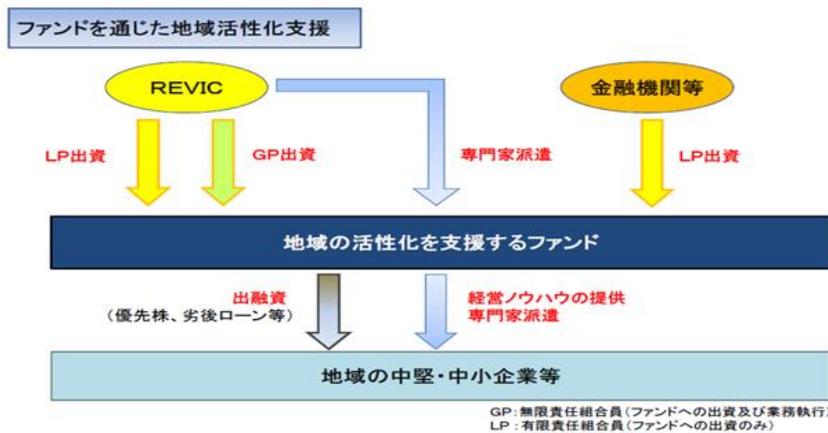
中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 03-3501-1816
事業環境部 金融課 03-3501-2876
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
ファンド事業部 03-5470-1672

<http://www.smrj.go.jp/fund>

地域経済活性化のためのファンドが出資します。

○中堅・中小企業の皆さんの事業活動をサポートするため、地域経済活性化支援機構(REVIC)が、地域の核となる企業の業績改善や成長の支援、地域観光・まちづくりを軸とした地域活性化に取り組む事業の支援など、地域経済の活性化を推進するファンドを設立し、資金供給を行っていきます。

○これまでに、41件のファンドを設立し、これらのファンドから154件の事業者等に対し、支援が行われています(平成29年4月末時点)。



【REVICが関与するファンド】(平成29年4月末時点)

全国を支援対象とするファンドの設立: 4件

観光活性化マザーファンド (26年4月)	地域中核企業活性化ファンド (27年4月)
地域ヘルスケア産業支援ファンド (26年9月)	トパーズ・プライベート・デット1号ファンド (27年5月)

地域を支援対象とするファンドの設立: 37件

<地域活性化ファンド>

わかやま地域活性化ファンド (26年1月)	沖縄活性化ファンド (27年6月)
しがぎん成長戦略ファンド (26年4月)	佐賀観光活性化ファンド (27年7月)
青函活性化ファンド (26年5月)	ふくい観光活性化ファンド (27年8月)
トリプルアクセス成長支援ファンド(※) (26年5月)	千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド (27年9月)
ぐんま医工連携活性化ファンド (26年11月)	奈良県観光活性化ファンド (27年9月)
いわて復興・成長支援ファンド (26年12月)	九州観光活性化ファンド (27年10月)
みやぎ復興・地域活性化支援ファンド (26年12月)	広域ちば地域活性化ファンド (27年10月)
ふくしま復興・成長支援ファンド (26年12月)	あわぎん地方創生ファンド (27年10月)
とっとり大学発・産学連携ファンド (27年1月)	高知県観光活性化ファンド (27年10月)
しまね大学発・産学連携ファンド (27年1月)	SI地域創生ファンド (27年12月)
NCB九州活性化事業ファンド (27年1月)	いばらき商店街活性化ファンド (27年12月)
飛騨・高山さるぼぼ結ファンド (27年2月)	かながわ観光活性化ファンド (28年3月)
やまと観光活性化ファンド (27年3月)	こうぎん地域協働ファンド (28年4月)
しずおか観光活性化ファンド (27年3月)	飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号 (28年6月)
ALL信州観光活性化ファンド (27年3月)	九州広域復興支援ファンド (28年7月)
いばらき新産業創出ファンド (27年3月)	中部・北陸地域活性化ファンド (28年10月)
八十二地域産業グロースサポートファンド (27年3月)	

(※) 28年12月、無限責任組合員としての支援を完了。

<事業再生ファンド>

やまぐち事業維新ファンド (25年9月)	北海道オールスターワンファンド (26年3月)
関西広域中小企業再生ファンド (25年12月)	熊本地震事業再生支援ファンド (28年7月)

お問い合わせ先

内閣府 地域経済活性化支援機構担当室 03-3506-6655
地域経済活性化支援機構 03-6266-0310

【地域活性化のためのファンドの活用事例】

【投資事例①】観光・まちづくり事業者に対する支援

- 訪日外国人に“SNOW MONKEY”で知られている長野県湯田中・渋温泉郷等の観光資源を軸とした「観光まちづくりモデル」の構築を支援。
- 県内の金融機関とREVICが設立した「観光活性化ファンド」から、まちづくり会社に対して出融資。同時に、経営や観光業等のノウハウを有する専門人材を派遣。
- まちづくり会社は、地域の観光資源の再整備や様々なターゲット層に対する情報発信、空き店舗等の集約による街並みの再構築等に取り組んでいる。



SNOW MONKEY



飲食事業

【投資事例②】地域のヘルスケア産業を担う事業者に対する支援

- 大阪市東淀川区における「高齢者をはじめ全ての生活者が安心して、安全に暮らせるまちづくり」の取り組みを支援。
- REVICが設立した「地域ヘルスケアファンド」と関西の病院が共同して、医療・介護等を一体的に地域住民に提供する事業会社を設立(出資)。同時に、経営やヘルスケア分野等のノウハウを有する専門人材を派遣。
- 事業会社は、自治体、医師会、薬剤師会等との密接な連携による事業推進を図っている。

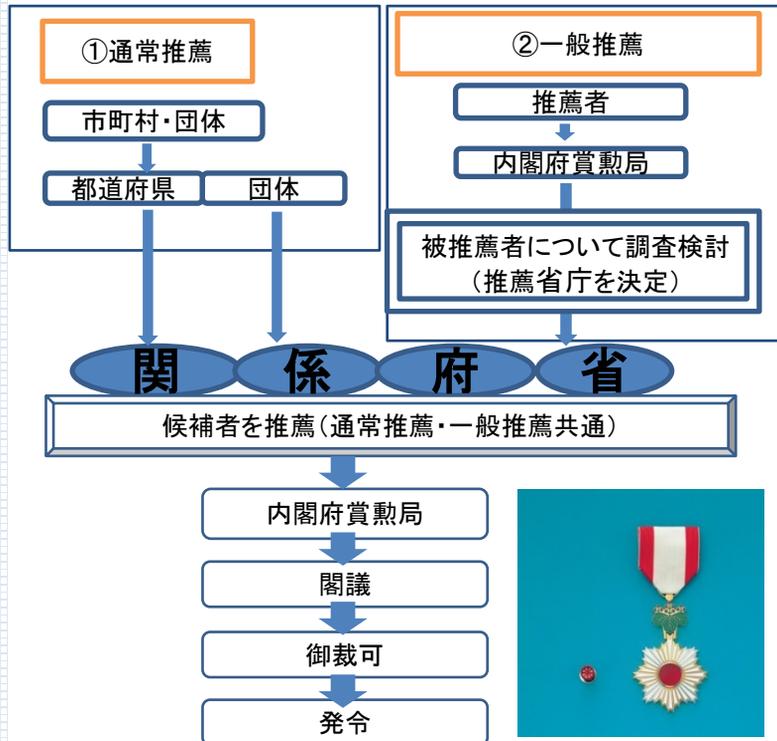


訪問看護事業所



地域コミュニティを促進するカフェ

雇用の増大、地元コミュニティの振興などに著しい寄与をした中堅・中小企業の皆さんに対して、国による顕彰において、積極的に評価していきます。



○時代の変化に応じ、より国民に親しまれる叙勲・褒章を目指すため、平成28年に見直しが行われ、平成29年春から5年程度の重点方針として「栄典授与の中期重点方針」が閣議了解されました。(平成28年9月16日)

○地域に貢献する中堅・中小企業の評価(100年企業、大臣表彰企業など)、推薦ルート of 拡大など運用の改善を実施し、積極的に評価していきます。

※各省からの推薦を元に内閣府が審査を行います。

【参考1】(政府インターネットテレビ)新しい叙勲・褒章

- ・「栄典授与の中期重点方針」に基づいた新しい叙勲・褒章の運用について、政府インターネットテレビでも紹介しています。受章した中小企業経営者の声や普段見られない皇居内の式典の映像も！ぜひ、御覧下さい。
- ・ <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14583.html>



【参考2】(パンフレット)勲章と褒章「時代の変化に対応した授与の見直し」

- ・「栄典授与の中期重点方針」に基づいた栄典の見直しや一般推薦制度について、パンフレットでも紹介しています。
- ・ <http://www8.cao.go.jp/shokun/pdf/juyonominasi.pdf>

お問い合わせ先

内閣府 賞勲局総務課 03-5253-2111(内線:83242)
大臣表彰については、各省庁にお問い合わせください。